

基本戦略Ⅰ 生態系の健全性の回復

1 重要地域の保全

将来にわたり生物多様性の恵みを享受するためには、動植物の生息・生育の場として重要な地域について規模や範囲、規制内容等を十分に考慮し、保全を図ることが必要です。重要地域の保全には、生物多様性が確保された豊かな自然環境を直接保全するものと、国土や景観の保全、文化財の保護など、間接的に保全するものがあります。それぞれの地域について、置かれた環境や生態系の特性などに応じた適切な保全を図るとともに、本県の生物多様性の核となる地域として、さらに充実した保全に取り組むことが必要です。

また、現在はその重要性が認識されていない地域であっても、貴重な生態系がみられるなど、潜在的な重要地域についても、その保全に取り組む必要があります。

県では、自然の恵みをもたらす生物多様性豊かな自然環境が保たれた地域であって、法的規制のない又は弱い地域の中から「おおいたの重要な自然共生地域」を選定、公表し、保全していく取組を平成28（2016）年度から行っています。国は、30by30目標（2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標）の達成に向け、社有林やビオトープなど、民間の取組により保全された所有地等を「自然共生サイト」として認定する制度を令和5（2023）年度にスタートさせました。

(1) 法的規制のある重要地域

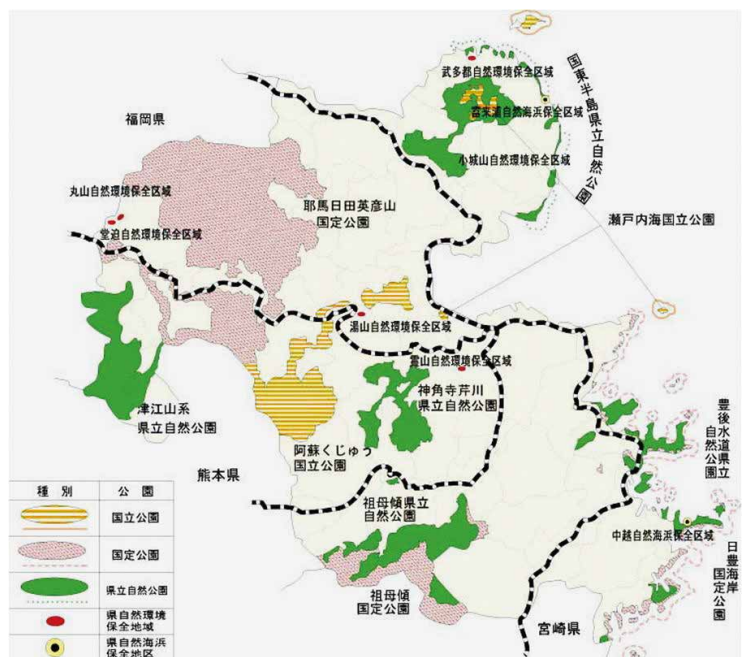
(1) - 1 自然公園

< 現状と課題 >

自然公園は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図ることを目的に指定した地域です。自然公園には、日本の風景を代表する国立公園、これに準ずる国定公園及び本県の自然を代表する県立自然公園があります。

本県は、県土面積の約28%が自然公園に指定されるなど、豊かな自然環境に恵まれています。県内には、阿蘇くじゅう国立公園など2つの国立公園、耶馬日田英彦山国定公園など3つの国定公園、そして国東半島県立自然公園など5つの県立自然公園があり、あわせた面積は約17万4千haです。

生物多様性の保全の核となる自然公園は、「自然公園法」及び「大分県立自然公園条例」において、「優れた自然の風景地の保護及び利用の増進により国民及び県民の保健等に資するとともに生物多様性の確保に寄与すること」が目的とされています。



大分県の自然公園等重要地域

このため、自然公園においては生物多様性の確保に向けた施策の充実が求められています。  
 また、生物多様性の将来にわたる保全のためには、県民一人ひとりが自然にふれ、自然に親しみ、自然を感じる体験を通じて自然への理解をより深めることが大切ですが、自然公園を利用する人の中には、植物の採取やごみの放置等、自然を傷つける行為も多く見られます。このようなことを防ぐため、環境省及び県の委嘱により自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導しています。

優れた自然の風景地と生物多様性の保全を図るためには、法令等による規制のほか、県民の誰もが本県の豊かな自然を認識し、自然を守る意識を高めることが必要です。

< これからの主な取組 > (生活環境部)

- 「自然公園法」及び「大分県立自然公園条例」に基づく規制や指導を徹底し、自然公園の優れた自然の風景地の保全に努めます。
- 研修を通して自然公園指導員の技術の向上を図るとともに、自然公園の適正利用、動植物の保護、美化清掃、事故防止等についての普及啓発に努めます。
- 自然保護活動を行うNPOと協働し、野生動植物の保全や普及啓発等に努めます。

【自然公園】

(令和5年12月1日現在)

名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)
阿蘇くじゅう国立公園	18,649.0	国東半島県立自然公園	15,132.8
瀬戸内海国立公園	2,933.0	豊後水道県立自然公園	8,271.5
国立公園 計	21,582.0	神角寺芹川県立自然公園	10,065.5
耶馬日田英彦山国定公園	74,772.5	津江山系県立自然公園	16,246.0
祖母傾国定公園	10,240.0	祖母傾県立自然公園	14,124.0
日豊海岸国定公園	4,293.8	県立自然公園 計	63,839.8
国定公園 計	89,306.3	合 計	174,728.1

※県土面積 634,073.0ha うち自公園の割合 27.6%

【自然公園 (国立公園・国定公園・県立自然公園)】

- ◇国立公園 日本を代表する優れた自然の風景地として環境大臣が指定
- ◇国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地として環境大臣が指定
- ◇県立自然公園 優れた自然の風景地として県が指定



阿蘇くじゅう国立公園 (ミヤマキリシマ)  
 (写真提供：くじゅうファンクラブ)



瀬戸内海国立公園 (ウミネコ)  
 (写真提供：環境省)

### 【自然公園指導員】

「自然公園法」及び「大分県立自然公園条例」の規定に基づき自然公園の風景地を保護し、適正な利用を推進するため、公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等に関する助言や指導を行うとともに、必要な情報の収集及び提供を行うため、環境省と県が委嘱しています。



自然公園指導員研修会

### 【自然公園の許可・届出】

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別保護地区、第1種から第3種までの特別地域を指定しています。区域内で一定の行為（工作物の新築、木竹の伐採等）を行う場合は事前に許可を受ける必要があります。

また、特別地域等を除いた普通地域内においても、一定の行為（基準を超える工作物の新築等）については届出が必要です。

県は優れた風致景観の保護のために必要な指導を行っています。

## (1) - 2 自然環境保全地域等

### < 現状と課題 >

自然環境保全地域は、自然公園以外の自然林や河川・湖沼、野生動植物の生息・生育地等、その自然環境を特に保全する必要がある地域です。生物多様性の確保及び自然環境の適正な推進を目的とした「大分県自然環境保全条例」に基づき、6地域を指定しています。この他、同様の目的で防衛省と締結した協定により2地域（福万山、高陣ヶ尾）の自然環境の保全を図っています。

自然海浜保全地区は、瀬戸内海区域の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩り等公衆の利用に供されています。「大分県自然海浜保全地区条例」に基づき2地区を指定し、自然海浜の保全及びその適正な利用を図っています。

### < これからの主な取組 >（生活環境部）

- 「大分県自然環境保全条例」及び「大分県自然海浜保全地区条例」に基づく規制や指導を徹底し、自然環境保全地域及び自然海浜保全地区の優れた自然の保護・保全に努めます。
- 希少な野生動植物の生息・生育地や豊かな生態系がみられる地域等、保全の必要性が高い地域の情報収集に努め、その保全を図ります。

### 【自然環境保全地域】（令和5年12月1日現在）

名称	面積 (ha)
大分県武多都自然環境保全地域	3.3 (1.8)
大分県小城山自然環境保全地域	3.36 (1.62)
大分県霊山自然環境保全地域	2.8 (2.8)
大分県湯山自然環境保全地域	3.9 (3.9)
大分県丸山自然環境保全地域	1.7 (1.7)
大分県堂迫自然環境保全地域	1.1 (1.1)

### 【自然海浜保全地域】（令和5年12月1日現在）

名称	海岸線延長 (m)
富来浦自然海浜保全地区	約 1,000
中越自然海浜保全地区	約 500

※（ ）は特別地区の面積（内書き）

## (2) 法的規制のない重要地域

### (2) - 1 おおいたの重要な自然共生地域

#### < 現状と課題 >

自然公園や自然環境保全地域など、法的規制により自然環境を保全している地域がある一方、希少な野生動植物の生息・生育地や美しい自然の風景地であっても法的規制がなく、常に開発の波にさらされている地域があります。このような地域は、住民の多くが次代へ残したいと思っても、現代の自由な競争社会の中では開発を止めることが困難です。

また、私たちの暮らしは自然の恵みに支えられていますが、このためにすべての地域について保全を図るということではありません。自然が持つ資源の有効利用を考えることも大切です。

このため、新たな環境保全の取組として、平成 28 (2016) 年度に生物多様性の保全などに関する専門家等の有識者による検討委員会を設置し、自然の恵みをもたらす生物多様性豊かな自然環境が保たれた場所の中から、法的規制がないまたは弱い地域にあるものを選定し、生物情報などが整理できた地域を「おおいたの重要な自然共生地域」として公表しています。

また、令和 5 (2023) 年度には、自然環境や生物に関する専門的な知識や活動経験を有する「おおいたの重要な自然共生地域コーディネーター」を派遣する制度を創設し、地元住民等に地域の特徴や生物の情報・重要性などその地域のすばらしさを啓発するとともに、地域が主体となった保全活動等に対する支援を行うなど、選定地域の保全・啓発に取り組んでいます。

#### < これからの主な取組 > (生活環境部)

- ◎ 選定地域にコーディネーターを派遣し、公表地域の拡大を図ります。
- ◎ 啓発案内看板の設置等により公表地域の生物情報や保全活動などについて県民への周知を図ります。
- ◎ 保全活動への支援を行うほか、活動に関わる人材の確保を図ります。

#### ◇ 「おおいたの重要な自然共生地域」とは

自然の恵みをもたらす生物多様性豊かな自然環境が保たれた地域の中で、法的規制がないまたは弱い地域にあるものを県が選定した地域です（自然公園法に定められている特別地域など法的規制が強い地域は含んでいません。）。

これらの地域を未来に残していくため、地域の生物情報や保全活動などについて、県民のみなさんへの周知を図り、生物多様性への理解促進や、その保全活動への参加・支援をはじめ、各種事業の実施にあたり生物多様性への配慮を呼びかけていきます。



生物多様性に富む  
宇佐地域の干潟と塩性湿地



鳴子川溪谷 (九酔溪)  
写真：九重町提供



啓発案内看板

指標項目	単位	現状((R4(2022))	目標(R12(2030))
おおいたの重要な自然共生地域選定公表数	地域	27	35

## (2) - 2 自然共生サイト～ 30by30 目標に向けて～

### < 現状と課題 >

新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、30by30目標（2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標）を達成するため、国は令和5（2023）年度に、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている地域」を「自然共生サイト」として認定する取組をスタートさせました。これは、国立・国定公園を始めとした法的に規制された保護地域に加え、「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）」により目標を達成するための制度です。

令和5（2023）年度には、全国で185地域、県内では「田島山業×みんなの森プロジェクト」（日田市）と「九州電力社有林（大分県：平治岳周辺）」（竹田市）の2地域が認定を受けています。

### < これからの主な取組 >（生活環境部）

- ◎「自然共生サイト」の情報発信を行い、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている地域の認定促進を図ります。
- ◎「おおいたの重要な自然共生地域」が「自然共生サイト」の認定を受けられるよう、支援します。
- ◎県有地などで、生物多様性の保全が図られている地域を選定し、「自然共生サイト」への認定に向けて取り組みます。
- ◎コーディネーターの派遣などにより、自然共生サイトでの保全活動等が持続可能なものとなるよう支援します。

## (3) 国内外で認められた重要地域

### (3) - 1 ラムサール条約湿地

#### < 現状と課題 >

くじゅう連山の北側に位置するくじゅう坊ガツル・タデ原湿原は、国際的に重要な湿地と認められ、平成17（2015）年にラムサール条約に登録されました。山岳地に形成された中間湿原としては国内最大級である91haもの面積を有し、多様な地質・地形を反映した植生分布がみられます。地域住民が中心となり行う野焼きによって森林への遷移が防がれ、美しい湿原景観や多様な生物たちの生息・生育環境が守られています。国は、「生物多様性国家戦略2023-2030」において、保全が円滑に推進されると考えられる地域等については新たにラムサール条約への登録を進めるとしています。

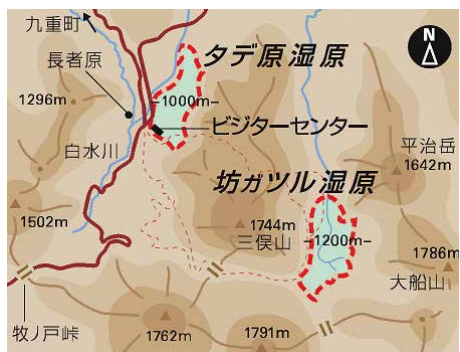
本県にも科学的観点からラムサール条約湿地潜在候補地として認められた「野依新池」「中津干潟及び宇佐干潟」があり、地元の団体により調査や保全活動が継続して行われていることから、これらの湿地の保全について引き続き考えていく必要があります。

### < これからの主な取組 >（生活環境部）

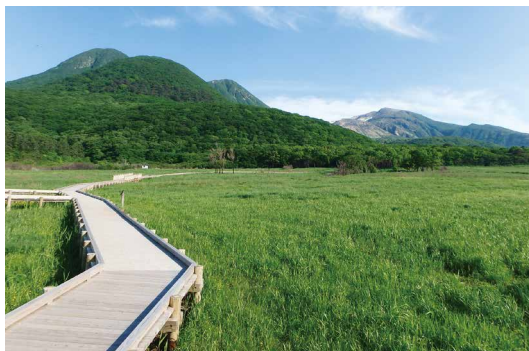
- 条約湿地に関する情報収集のほか、関係する地方公共団体やNPO、専門家、地域住民等と連携し、湿原の再生、環境学習、普及啓発等を実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）を図っていきます。

### 【ラムサール条約と大分県の条約湿地】

ラムサール条約は、昭和46（1971）年にイランのラムサールという都市で採択された湿地に関する条約です。開催地にちなみ「ラムサール条約」と呼ばれています。条約に加盟する国々が、条約で定められた国際的な基準に従って自国の湿地を指定し、登録された湿地が「ラムサール条約湿地」です。大分県では、平成17（2005）年に「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」が登録されています。



出典：環境省ホームページ



タデ原湿原

### 【ラムサール条約湿地潜在候補地】

環境省が、ラムサール条約湿地としての国際基準を満たすと認めた湿地です。

大分県では中津市の「野依新池」と中津市及び宇佐市の「中津干潟及び宇佐干潟」が選定されています。



野依新池

(写真提供：NPO法人 水辺に遊ぶ会)



中津干潟

(写真提供：NPO法人 水辺に遊ぶ会)

### 【ワイズユース】

湿地は私たちの身近にあり、人間の生活環境や社会活動と深い関わりを持っています。このためラムサール条約では、人間の行為を規制して湿地を守っていくのではなく、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように湿地を活用する「ワイズユース」を進めることを謳っています。

「ワイズユース」は、健康で心豊かな暮らしや産業などの社会経済活動とのバランスがとれた湿地の保全を推進し、次の世代にその恵みを受け継いでいくための考え方です。

### (3) - 2 日本ジオパーク、ユネスコエコパーク、世界農業遺産

#### < 現状と課題 >

本県には、火山の噴火やプレートの移動などの地球活動によってつくられた貴重な地形や地質が数多く存在しています。中でも特に特徴的な地形・地質が見られる姫島村と豊後大野市の2地域は、それぞれ「おおいた姫島ジオパーク」「おおいた豊後大野ジオパーク」として、平成25(2013)年に日本ジオパークに認定されました。姫島村では、大型の渡りをする蝶であるアサギマダラの飛来や、切り立った崖にハヤブサなどの猛禽類の営巣がみられるなど、地形や地質を土台とした豊かな生態系が形成され、豊後大野市では、急峻な地形に沿って変化する植生や野生生物を見ることができます。

また、原生的な天然林が多く残された祖母・傾山系は、山の高さに応じ、暖温帯から冷温帯までの幅広い植生を見ることができ、ニホンカモシカや、日本列島の成り立ちを表すとされる「ソハヤキ要素」の植物など、貴重な生態系を育む地域として、平成29(2017)年にユネスコエコパークに登録されました。

このほか、国東半島宇佐地域は、クヌギ林とため池の農林水産循環により育まれた景観や豊かな生物多様性などが認められ、平成25(2013)年に世界農業遺産に認定されました。伝統的な農業と、それに関わりつくられた文化や景観の中で生物多様性は守られています。



祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク  
傾山



国東半島宇佐地域世界農業遺産  
両合棚田

#### < これからの主な取組 >

「基本戦略Ⅱ 自然を活用した地域づくり」P44 参照

### (4) 重要な景観等

#### (4) - 1 景観保全

##### < 現状と課題 >

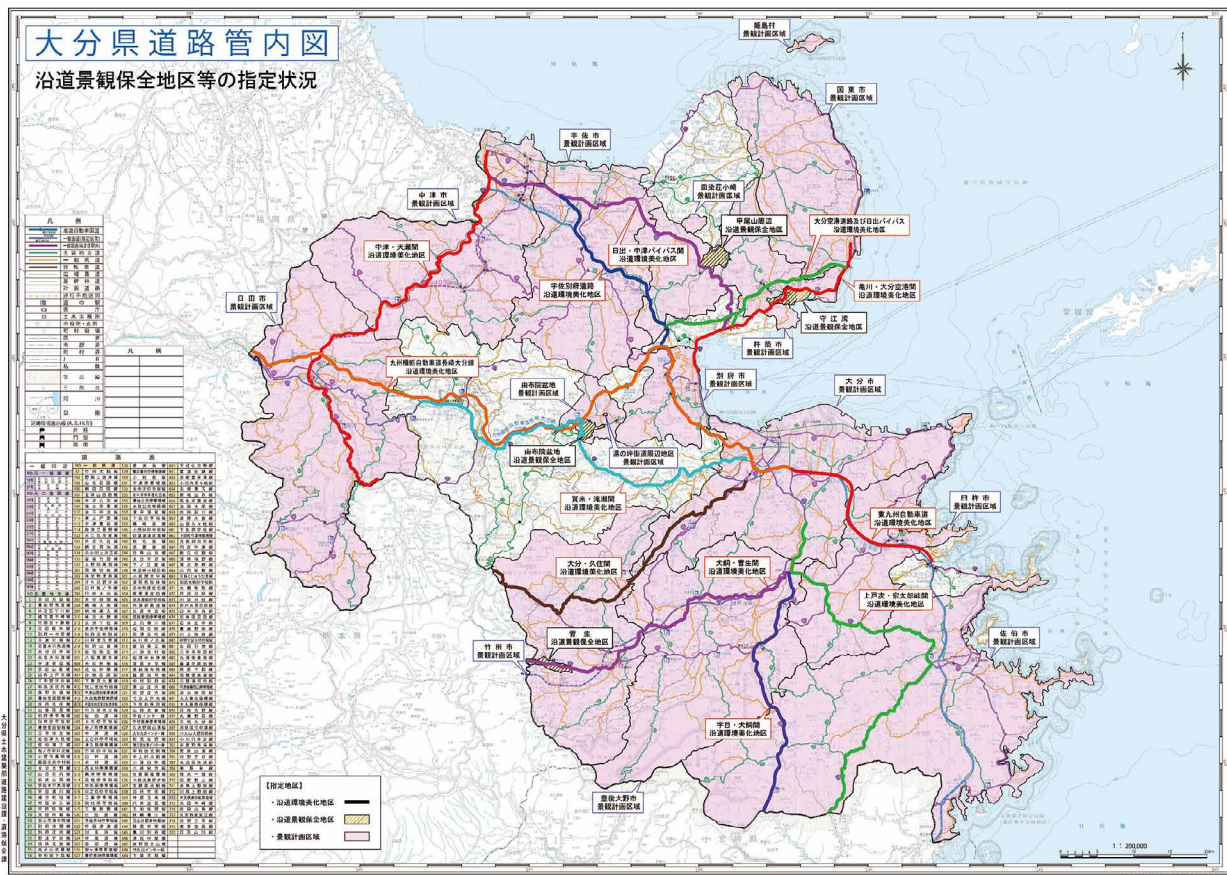
本県は山岳、森林、草原、湿原、河川、海岸等の豊かな自然に恵まれるとともに、学術的に価値の高い地形・地質もみられるなど、個性的な自然景観の宝庫です。

また、野焼きによって維持された草原や急峻な地形を利用してつくられた棚田など、そこで暮らす人々の日々の営みの中で形づくられ、守られてきた美しい景観もあります。

このように景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、保全のためには適正な制限の下に土地の利用が図られることが必要です。

本県においては、主要道路から望む景観を保全するため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」(以下「沿道景観条例」という。)に基づく「沿道景観保全地区」「沿道環境美化地区」を定めて、地区内における工作物等の設置や開発行為等について事前の届出を義務づけています。

また、平成17(2005)年の景観法施行後、県内では18市町村全てが景観行政団体となり、うち14市町村においては景観計画を定め、景観条例に基づく届出等を義務付けるなどの景観保全行政を推進しています。県は、令和5(2023)年3月に策定した「大分県広域景観保全・形成指針」に基づき、地域における景観行政の実施主体となる市町村との連携を図りながら景観保全に取り組んでいます。



【沿道景観条例適用地区と景観区域図】

＜ これからの主な取組 ＞ (土木建築部)

- 沿道景観条例地区内等における沿道建築物等の景観指導を行うとともに、自然景観等広域的な景観の保全を推進していきます。
- ◎ 地域の特色ある自然景観の保全と創出が図られるよう、景観行政団体である市町村への支援を行います。
- 景観計画や景観条例を定める場合は、各市町村の環境基本計画や生物多様性、自然公園等との調和を図ります。

(4) - 2 天然記念物

＜ 現状と課題 ＞

天然記念物は、学術上貴重で、国や県の自然を記念するものとして指定された動物、植物、地質鉱物で、令和5(2023)年3月末現在、本県では、国と県によって103件(特別天然記念物2件(オオサンショウウオ・カモシカ)含む。)の天然記念物が指定されており、その保護を図っています。

＜ これからの主な取組 ＞ (教育庁)

- 本県の人間と自然との関係についての文化的な所産を保護する観点から、各地域の風致の多様性や生物多様性の核となるような特色ある景観・自然地域・動植物を対象として、天然記念物の指定を推進します。



## (4) - 3 名勝

### < 現状と課題 >

名勝は、わが国の多様な国土美の価値を代表する土地を指定しているもので、令和5(2023)年3月末現在、文部科学大臣が指定する国指定の名勝が6件、県の教育委員会が指定する県指定の名勝が6件、計12件の名勝が指定されています。最近では、平成30(2018)年10月に「文殊耶馬」と「中山仙境(夷谷)」が国の名勝に指定されました。

また、国登録記念物(名勝地関係)として、計8件が登録されています。最近では、令和5(2023)年3月に「黒ヶ浜およびビシャゴ岩」が登録されました。

### < これからの主な取組 > (教育庁)

- 各地域の風致の核となるような特色ある景観や自然地域を対象として、名勝の指定を推進します。

#### 【大分県の名勝】

- ◇国指定 ①耶馬溪 ②別府の地獄 ③旧久留島氏庭園  
④天念寺耶馬及び無動寺耶馬 ⑤中山仙境(夷谷) ⑥文殊耶馬
- ◇県指定 ⑦納池公園 ⑧藤河内溪谷 ⑨由布川峡谷 ⑩九酔溪 ⑪伝来寺庭園  
⑫妙経寺庭園
- ◇国登録 ①白水の滝 ②沈墮の滝 ③蝙蝠の滝  
④旧成清博愛別邸庭園(的山荘庭園) ⑤平田氏庭園 ⑥真玉海岸  
⑦鍋山(南屏峡) ⑧黒ヶ浜およびビシャゴ岩

## (4) - 4 文化的景観

### < 現状と課題 >

人々の生活や地域の風土により形成された文化的景観は、人の営みと自然が結びついてつくられます。文化的景観が維持されることは、地域の暮らしが変わらずに保たれているということであり、地域の生物多様性が保全されているということです。

文化的景観保護制度は、「文化財保護法」に基づき、地域における人々の生活・生業や当該地域の風土によって育まれてきた文化的景観の価値を正しく評価し、適切な保存・活用を図ることを目的としています。

文化的景観の中でも、文化財としての価値から特に重要なものについては、都道府県又は市町村の申出に基づき、文部科学大臣が「重要文化的景観」として選定することができます。令和5(2023)年3月末現在、本県の5つの景観(日田市：小鹿田焼の里、豊後高田市：田染荘小崎の農村景観、別府市：別府の湯けむり・温泉地景観、姫島村：瀬戸内海姫島の海村景観、豊後大野市：緒方川と緒方盆地の農村景観)が選定されています。

### < これからの主な取組 > (教育庁)

- 自然と人間とが関わりながら育まれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられている重要な文化的景観を対象として、景観法に基づく景観計画と併せて、重要文化的景観の取組を推進します。



田染荘小崎の農村景観

## 2 生物多様性への負荷の軽減と生態系ネットワーク化

私たちは、食料、エネルギー、水をはじめ、豊かな自然環境に育まれた生物多様性の恵みを利用し暮らしてきました。この恵みを将来にわたり享受するためには、本県の地域固有の生物相の安定した存続及び個体数が減少した生物種の回復を図り、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらをつなぎ、動植物の生息・生育環境が孤立しないような生態系ネットワークを形成していくことが必要です。

### (1) 生態系ネットワークの形成

#### < 現状と課題 >

生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）には、野生生物の生息・生育空間の確保、良好な景観や人と自然とのふれあいの場の提供、国土の保全などの多面的な機能の発揮が期待されています。

地域固有の生物相に配慮した生態系ネットワークの形成により、自然の保全・再生を図り、失ってきた生物多様性を回復していくことが必要です。

自然保護に関する対策は多様で、自然環境に関する制度だけで実現することは困難であり、森、里、川、海にわたる様々な制度を横断的に組み合わせ、規制・誘導していくことが重要です。流域や地形的なつながりのほか、外来種対策や鳥獣による農林水産業被害などの視点も重要です。

#### < これからの主な取組 >（生活環境部、農林水産部、土木建築部）

- 森・里・川・海にわたる切れ目のない自然環境や生物多様性の保全を図るため、土地利用基本計画上の5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）を連携させ、生態系の維持・形成に向けた取組を進めます。

#### 【生態系ネットワーク】

対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置付けつつ、野生生物の移動・分散や、個体群の交流促進、種や遺伝的な多様性の保全のため、コアエリア間を生態的回廊（コリドー）で相互に連結させる考え方です。エコロジカルネットワークとも言います。

ネットワーク化によって、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能の発揮が期待されます。

全国では、福岡県の遠賀川などにおいて、「河川を基軸とした生態系ネットワーク形成」の取組が進められています。

#### 【委員からのひとこと】

生き物が生きていくために必要な核となる自然環境、すなわちコアエリアがあっても、それが分断され孤立していると、種としての存続が危ぶまれる。

核となる自然環境を自然的回廊（コリドー）で繋いで、面的にも質的にも自然環境を改善していくことが重要。

大分県内に多くの絶滅のおそれのある種が存在するということは、生き物の生息環境の減少、分断、孤立化が起こっていることを表している。

## 【 自然環境保全に資する諸制度 】

制 度	地域名称
自然公園法・大分県立自然公園条例	自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）
自然環境保全法・大分県自然環境保全条例	自然環境保全地域、県自然環境保全地域
瀬戸内海環境保全特別措置法	県自然海浜保全地区
森林法	保安林
国有林野管理経営規程	森林生態系保護地域（緑の回廊）、その他の保護林
水産資源保護法	保護水面
都市計画法	都市計画区域、風致地区
都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑地協定
文化財保護法	自然的名勝、天然記念物
景観法	景観条例・景観計画による指定区域
都市公園法	都市公園

## （２）土地利用に伴う生物多様性への負荷の軽減

### （２）－１ 自然環境保全と土地利用

#### < 現状と課題 >

土地利用にあたっては、地形・地質の特性に応じた環境保全対策を講じるとともに、地域の環境を適正に保全する必要があります。

原始的な自然が残っている地域など特に嚴重に保護すべき地域や、それに準じた地域を保全するとともに、開発等の経済活動に伴う土地利用にあたっては、植生や野生動植物への影響を極力防止し、豊かで多様な生態系を保全することが重要です。

本県では、大規模な開発行為を行う土地については、平成 11（1999）年 3 月に「大規模土地利用事前指導要綱」を定めて土地利用にあたっての問題点等について指導しており、特に大規模なものについては「大分県環境影響評価条例」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導しています。

また、農地については、食料自給率の向上に資するなど地域における貴重な資源であり、国土の保全、水源のかん養、自然環境や生物多様性の保全、良好な景観の形成、地域文化の継承等の観点からも、その確保と有効活用を図ることが重要です。

#### < これからの主な取組 >（生活環境部、農林水産部、土木建築部）

- 指定希少野生動植物等が生息・生育している地域では、環境の保護を図るため、関係部局が連携し適正な利用に努めます。
- 森林法に基づく林地開発の申請については、地元と環境の保全に関する協定を締結する等の指導をするなど、適正に審査します。
- 岩石採取に伴う災害の防止を図るため、必要な指導を行うとともに、採掘跡地の緑化など周辺の自然環境と調和のとれた岩石採取の指導に努めます。
- 県が策定する「農業振興地域整備基本方針」や市町村が策定する「農業振興地域整備計画」において、生物多様性などの視点を盛り込み、自然環境の保全に配慮するとともに、農地の確保と有効活用に向けた取組を計画的に進めます。
- 地域の環境特性を考慮した計画的な土地利用を促進することにより、自然災害の未然防止を図り、良好な自然環境の適正な保全に努めます。
- 「大分県広域景観保全・形成指針」に基づき、県と市町村が連携し景観保全に取り組むとともに、自然公園はもとより自然公園外の市街地、主要道路、鉄道等においても良好な

自然景観の眺望が確保されるよう、関係部局が連携します。

## (2) - 2 大規模開発と環境影響評価

### < 現状と課題 >

生物多様性の保全に大きな影響を及ぼしかねない規模の事業については、事業の実施前に環境保全上の配慮を行うことが重要であり、開発や経済活動による自然植生や野生動植物への影響を極力防止し、豊かで多様な生態系を保全する必要があります。

本県では、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業について、「環境影響評価法」や「大分県環境影響評価条例」、県が実施主体となる開発事業等について自主的な環境配慮を行うための「大分県環境配慮推進要綱」、これらの対象とならない小規模事業については「大分県自主的環境配慮指針」による開発事業者の自主的な取組促進により、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全や人と自然の豊かなふれあいの観点等からの審査・指導等を行っています。

大分県環境影響評価条例については、平成 25(2013)年 3 月に新たに配慮書手続を創設し、平成 30(2018)年 1 月に風力発電所等を対象事業に追加しました。また、令和 3(2021)年 3 月には、自然環境保全上重要な地域を特別地域として設定し、太陽光発電所の規模要件を強化するなど環境影響評価制度の充実を図っています。

### < これからの主な取組 > (生活環境部)

- 環境影響評価制度により、希少種の保全、在来種を活用した緑化などのほか、生態系ネットワークの維持・形成の観点からも適切な配慮がなされるよう努めます。
- 事業者が行う環境影響評価については、厳正な審査や、関係する市町村、専門家等の意見に基づき、事業者に対して環境への配慮を徹底させるなど、環境影響評価の適切な実施を図ります。また、工事中及び供用後の希少な動物の生息状況や植物の移植後の状況などを把握するため、事後調査等の適切な実施を指導します。
- 環境情報や調査、予測及び評価の技術など、環境影響評価に係る各種知見の集積、事業実施に伴う環境への影響の実態把握などに努めるとともに、これらを踏まえ、必要に応じて環境影響評価制度のさらなる見直しや対象事業の拡大について検討します。

## (2) - 3 県の公共事業などにおける取組

### < 現状と課題 >

経済成長に伴う公共事業をはじめとする県土の開発行為は、多くの生物の生息地を奪ってきました。現在では急激な開発はないものの、産業や生活に必要な開発は行われています。公共事業には、自然環境や人への配慮とともに、持続可能な開発が求められています。

本県の豊かな自然環境を保全し次世代に引き継いでいくため、公共事業の実施にあたっては事前に環境影響評価等を行い十分な保全対策を検討するなど、自然環境の保全と調和に努めており、大規模な公共事業については、「大分県公共事業評価制度」に基づき事業実施前に事前評価、事業途中に再評価、実施後に事後評価を行い、その結果を公表しています。

また、法や条例の対象とならない比較的小規模な事業についても、自主的に環境に対する配慮を行っています。

### < これからの主な取組 > (生活環境部、農林水産部、土木建築部)

#### ① 農山村整備

- 事業実施にあたっては、可能な限り生態系や景観などの自然環境に配慮します。

## ② 道路整備

- 計画にあたっては、地形の改変を最小限にとどめる等、生態系の保全に配慮します。
- 必要に応じて、野生動植物のモニタリング調査などを行うとともに、事業時期の調整など多様な生物種の保全に配慮します。

## ③ 河川整備

- 施設の計画にあたっては、「多自然川づくり」などを踏まえ、次のことを基本とします。
  - ・可能な限り自然の特性やメカニズムを活用
  - ・河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくり
  - ・地域の河川の生息・生育・繁殖環境の保全・創出はもちろん、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくり
  - ・調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理全般を視野に入れた川づくり
- 河川整備に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進します。推進にあたっては、自然環境が持つ治水機能を活かしながら進めていきます。

## ④ 治山事業

- 施設整備にあたっては、災害から県民の生命・財産の保全等を図りつつ、地形の改変を最小限にとどめる等、森林生態系の保全に配慮します。

## ⑤ 海岸事業

- 海岸の整備にあたっては、国土の保全と併せて、野生動植物・水生生物などの生態系に配慮し、親水機能を考慮した海岸環境整備を推進します。

## ⑥ その他・公共事業全般

- 県が実施する公共事業においては、「環境影響評価法」や「大分県環境影響評価条例」、「大分県環境配慮推進要綱」等に基づき、計画地周辺の野生動植物の把握や、生息・生育環境への影響の回避・低減・代替措置など、率先して生物多様性への配慮を推進します。
- 国内移入種を含む外来種による遺伝的かく乱を避けるため、環境修復・再生を行う際は、在来種による復元を基本とします。
- 建設発生土については、公共工事間流用など有効活用を図ることにより、自然環境に配慮します。

### 【多自然川づくり】

河川整備を行う際は、洪水など治水上の安全性を確保しつつ、瀬や淵、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ残すなど、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するとともに、河川景観や地域の暮らし、歴史・文化との調和に配慮した「多自然川づくり」に取り組んでいます。

平成24(2012)年7月九州北部豪雨にて甚大な浸水被害が発生した有田川では、川幅拡幅や河道掘削等の河川改修を行うにあたり、現況の岩盤河床を活かし掘削形状を工夫することにより、上下流の連続性や水際の多様性を構築するなど、河道の流下能力を向上させつつ、生物の生息・成育・繁殖環境の保全・創出を行いました。



有田川（日田市）での取り組み事例

### 【中津干潟での護岸工事】

中津干潟が広がる大新田地区海岸では、高潮対策の護岸整備が行われ、舞手川への巻き止め工事を残すのみとなっていました。しかし、地元の環境保護団体などから、舞手川河口部周辺はカブトガニをはじめ希少で多様な生物が生息する貴重な自然環境なので保全するよう強い要望が寄せられたため、事業を一時中断して再検討を行うことになりました。



市民主導による協議会で、地域住民、地権者、漁業者、自然保護団体、研究者、行政機関等の多様な主体が幾度も会合を重ねた結果、河口部左岸の残された沿岸地を海岸保全施設とみなし、重要な自然環境エリアとして残すことで歩み寄ることができました。最終的には、面的な防護形式として防護機能を確保しつつ自然環境も保全する計画に見直しました。

残された沿岸では、地元NPOによる環境学習、清掃活動も盛んに行われており、現在では市民に親しまれる海岸となっています。

### 【委員からのひとこと】

中津干潟では、陸側に後退させて護岸を建設（セットバック護岸工事）し、海側の砂浜や塩性湿地を残して、その緩衝機能も活かしている。近年「Eco-DRR（自然の力を生かした防災・減災）」などが注目されているが、今から20年以上も前の事例である。

### 3 地域の特性に応じた保全と利用

本県の豊かな自然は、森、里、川、海へとつながり、置かれた環境によりそれぞれの生態系が育まれています。自然環境は、地域ごとに独立したものではなく、互いにつながり、影響しあっています。行き過ぎた開発などによりどこかの環境バランスが損なわれると、他の地域とのつながりが断たれたり、生態系そのものが壊れたりしかねません。

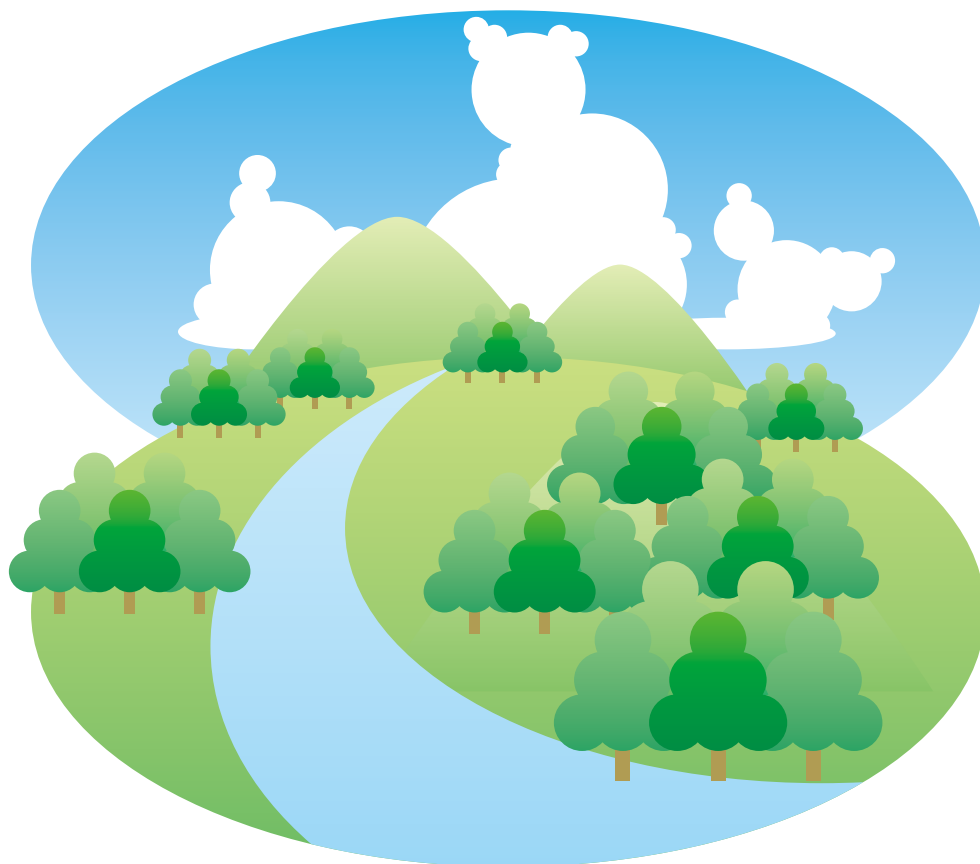
私たちは、豊かな自然から多くの恵みを得ています。将来にわたりこの恵みを受け続けるためには、自然のつながりが持続的なものとなるよう配慮する必要があります。

各地域における具体的な取り組みについては、

基本戦略Ⅲ 自然が有する多様な機能の活用による社会課題の解決 P52～60 参照

#### 1 自然が有する多様な機能の活用

- (1) 森林
- (2) 里地里山・ため池
- (3) 河川・湿地地域
- (4) 都市公園・緑地
- (5) 沿岸・海岸



## 4 野生生物の保護と管理

野生生物は、生物多様性の重要な構成要素であって、私たちに食料や薬品の原料を供給するなど直接的な利益をもたらすほか、精神的な癒しやうらおいをも与えるなど、私たちが豊かな生活や文化を営むために欠くことのできないものです。

身近な場所で常に見られる種から希少な種まで、多様な野生生物が将来にわたって存続するためには、人と野生生物との関わりを踏まえた適正な保護と管理の施策の推進が必要です。

### (1) 絶滅のおそれのある種の保全

#### < 現状と課題 >

県内各地には、希少な野生動植物の生息・生育場所や貴重な生態系がみられる場所があります。この場所が土地利用に対する規制のない地域である場合、土地利用の変化によっては希少な種や生態系が容易に消滅する可能性があります。このため、生物多様性にとって重要な地域をリスト化し、その保全を図る必要があります。

国においては、国内における絶滅のおそれのある野生生物の種のリストをとりまとめており、環境省レッドリスト2020には3,716種が掲載されています。国内に生息・生育する種等を保全するための必要な措置を定めた「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（通称「種の保存法」）により、これらのうち448種が国内希少野生動植物種に指定（令和6（2024）年2月現在）され、捕獲・採取などが規制されています。

本県においては、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・分析し、絶滅のおそれのある野生生物をまとめた「レッドデータブックおおいた2022」を作成しています。開発行為などの自然環境を損ないかねない行為については、計画の立案段階からこれを活用し環境負荷の軽減を図るなど、絶滅のおそれのある野生生物の保護施策の基礎となる資料です。このため、今後も定期的な情報の更新に努めるとともに、野生生物の適正保全に努める必要があります。

また、平成18（2006）年3月に制定した「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、生息状況などから特に保護を図る必要がある種について、令和6（2024）年3月末現在48種の野生動植物を指定し、6種の保護管理事業計画を策定しています。今後は、この希少な野生動植物の生息・生育状況の調査を行うことも必要です。とりわけ、国の天然記念物であるニホンカモシカは、平成30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて実施された九州3県教育委員会による特別調査で、県内における推定個体数17頭とされ、個体群の存続が厳しい状況に陥っています。そうしたことから、令和2（2020）年度に指定希少野生動植物に指定し、保護管理事業計画を策定するなど、専門家の意見を踏まえ、関係機関等と連携した生息状況の調査や保護に向けた啓発などを行っています。

種の多様性は、本県の生物多様性の豊かさを示します。本県の野生生物が絶滅しないよう、絶滅のおそれのある種の保全については、生息・生育に関する情報を収集、分析し、適切な対策を講じることが重要です。

#### < これからの主な取組 >（生活環境部、農林水産部）

絶滅のおそれのある種の保護にあたっては、県、市町村、県民、NPO及び事業者等が連携、協働して取り組むことが重要です。

##### ① 捕獲、採取等の禁止

- 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特に保護を図る必要がある動植物を指定し、捕獲、採取等を禁止します。



② 生息・生育地の適切な管理

- 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、希少な野生動植物を保護し、その生息・生育環境を保全するため、NPOとの協働などにより、モニタリングや保護管理体制の充実強化に努めます。
- 特定の環境のみで生息・生育している種については、生息地等保護区を指定するなど、保護対策の充実を図ります。
- 「大分県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域、「鳥獣保護法」に基づく鳥獣保護区、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区等の指定を必要に応じて行います。
- ◎ 専門家や関係自治体・団体等と連携し、絶滅のおそれのあるニホンカモシカの保護対策を検討、実施します。

③ 野生動植物の生息・生育状況の定期的な調査

基本戦略Ⅵ 調査・情報整備の推進 P74 参照

④ 違法捕獲・違法飼養の防止

- 鳥獣の違法捕獲や違法飼養について、関係団体と連携して指導や取締りを行うとともに、県民への普及啓発を行います。

⑤ 希少野生動植物保護推進員

- 希少野生動植物の保護や啓発、調査、助言などを行うため、「大分県希少野生動植物保護推進員」を委嘱します。

⑥ 市町村との連携

- 県は、市町村が実施する取組について、助言や支援を行います。

【 指定希少野生動植物の保護 】

◇ 指定希少野生動植物

「大分県指定希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定された種です。指定によって捕獲や採取等を禁止し、保護を図ります。

◇ 指定希少野生動植物の保護管理事業

指定希少野生動植物の個体数の維持・回復を図るため、その種を圧迫する要因の除去や生息地の整備、繁殖の推進等、その種に応じた保護管理事業計画を策定し、実施する事業です。自治体、民間団体等幅広い主体によって実施されます。

【 保護管理事業計画対象種及び認定団体 】



<ヒメユリ>  
由布自然とふれあう  
友の会  
NPO 法人  
猪の瀬戸湿原保全の会



<ヒゴタイ>  
天間自治会



<カブトガニ>  
NPO 法人水辺に遊ぶ会  
杵築市



<ニホンカモシカ>  
大分県

(写真提供：秦 香織氏)

(写真提供：渡辺 里美氏)

【 指定希少野生動植物 48 種 一覧 】



タマボウキ



ヒメユリ



チョクザキミズ



ナガバヒゼンムユミ



イワギリソウ



ヒゴダイ



イワギク



ナゴラン



クマガイソウ



トキシソウ



ウチョウラン



セツコク



サギソウ



ミズドリ



フウラン



オグラセンノウ



ヤツシロソウ



サワギキョウ



ミチノクフクジュソウ



オキナグサ



ヤマシャクヤク



アズマイチゲ



ベニバナヤマシャクヤク



カワツルモ



エヒメアヤメ



サクラソウ



ワタナベソウ



ツクシカイドウ



ホウライクジャク



オトメクジャク



オオミズゴケ



ニホンカモシカ



ポップウソウ



オオジシギ



カスミサンショウウオ



ニホウサンショウウオ  
(ヤマグチサンショウウオ)



クボハゼ



チクゼンハゼ



アリアクスジマドジョウ



カブトガニ



シオマネキ



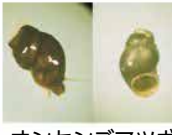
オオウラギンヒョウモン



オオルリシジミ



ハッチョウトンポ



オンセンゴマツボ  
(オンセンミズゴマツボ)



オナガラムシオイ



ハブタエムシオイ



ウブギセル

(写真：「おおいたの生きものを守りましょう」パンフレットより)

【 希少野生動植物保護推進員 】

希少野生動植物の保護には、県民の理解と協力が不可欠であることから、普及啓発や生息状況調査等の活動に協力してもらうため、希少野生動植物の保護に熱意と識見を有する方を県が委嘱しています。

推進員の多くは自然保護活動を行う NPO や野生動植物の研究団体に所属しています。



希少野生動植物保護推進員研修会  
(自然公園指導員研修と同時開催)

### 【自然保護団体による絶滅危惧種の保護活動】

絶滅が危惧される野生動植物の保護のため、様々な活動を行っています。



ヒゴタイの苗移植



生育調査



チョウ類のモニタリング調査

## (2) 野生鳥獣の保護と管理

### < 現状と課題 >

野生鳥獣は生物多様性を構成する一員として、古来より生息してきました。近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、イノシシ、シカ等による農林水産物被害が依然として続くなど、人の暮らしとの軋轢の解消が大きな課題となっています。加えて、シカの食害による下層植生の衰退、樹皮剥ぎによる樹木の枯死など生態系への影響や土砂流出の危険が懸念されています。

このような現状から、県では、野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4～8年度）」及び「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、野生鳥獣の保護・管理と農林水産業の健全な発展を目指しています。

鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区及び特別保護地区を指定するとともに、減少している狩猟鳥獣の増加を図るため、休猟区を指定しています。鳥獣保護区は、令和5（2023）年11月1日現在県下で65箇所、県土面積の約5.5%にあたる34,852haを指定しています。鳥獣保護区のうち、特に重要な鳥獣生息地9箇所を特別保護地区に指定しており、この中には天然記念物カラスバトの生息地として知られる佐伯市蒲江の沖黒島や、ウミネコが営巣する大分市佐賀関の高島などが含まれています。

狩猟鳥獣については、毎年11月15日から翌年2月15日までを狩猟期間（イノシシ・シカについては11月1日から翌年3月15日まで）としており、鳥獣の種類、捕獲数を定めて狩猟を許可しています。あわせて、県内67名の鳥獣行政推進員が密猟防止等のための狩猟の適正化にかかる巡回業務等にあたっています。

野鳥の生息実態を把握するため、毎年1月第2日曜日を中心に全国一斉に行われるガン・カモ科の鳥類生息調査や11月15日に行われるキジ・ヤマドリ出会い調査等を実施しています。



イノシシによる農作物被害

## < これからの主な取組 > (農林水産部)

### ① 鳥獣保護区の指定・管理

- 鳥獣の生息状況、生息環境などを把握するとともに、関係団体や地域住民の理解を十分得たうえで、鳥獣保護区の新規指定や存続期間の更新を行います。
- 鳥獣保護区内で特に重要な鳥獣の生息地を特別保護地区に指定し、その保護を図ります。
- 野生鳥獣の行動域や繁殖地、渡り鳥の飛来地、水生生物が生息する水辺、自然植生の分布地域やその周辺地域など、野生動植物の種の存続に重要な地域の保全に努めます。

### ② 違法捕獲の取締り

- 鳥獣行政推進員や警察及び行政等と連携して情報収集を行います。

### ③ 第二種特定鳥獣管理計画

- 農林水産業や生態系に甚大な被害を及ぼす種については、「第二種特定鳥獣管理計画」等により、科学的かつ計画的な対策を実施します。
- 第二種特定鳥獣管理計画を策定しているシカ、イノシシについて、生息状況などのモニタリング調査を実施します。



ニホンジカ



ニホンジカによる  
下層植生の衰退

ニホンジカによる  
樹皮剥ぎ

### ④ 野生鳥獣被害対策

基本戦略Ⅱ 自然を活用した地域づくりの推進 P50 参照

### ⑤ 野生鳥獣の救護体制

- 県内で病気やケガ等により保護された野生鳥獣を治療し自然界に復帰させることを目的として、大分県獣医師会等の協力のもと、鳥獣110番救護所を23箇所設置（令和5（2023）年11月現在）するなど、傷病鳥獣保護制度の取組を継続していきます。

### ⑥ 鳥獣保護思想の普及啓発

- 鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛鳥週間（毎年5月10日～16日）を中心に、探鳥会や巣箱作り、愛鳥週間用ポスター原画コンクールのほか、自然観察や野鳥保護活動等を通じて情緒豊かな人格形成の一助とすることを目的に、愛鳥モデル校の指定等を行います。モデル校指定時には、双眼鏡や野鳥図鑑の提供、野鳥教室の開催などを行います。

## (3) 外来種の防除

### < 現状と課題 >

人や物資の移動が世界規模となったことにより、生物も本来生息・生育している地域のエリアを大きく超えて移動することになりました。このような移動により入ってきた生物を外来種と言います。

外来種には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない種も多くありますが、天敵がないことにより急速に数を増やし、人の暮らしに悪影響を及ぼす種もあり、中でも在来種の生息・生育環境を悪化させ、生態系を脅かす侵略的な種もあります。

このような外来種のうち、国外由来で、地域の生態系、人の生命・身体、農業被害等を及

ばすものについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(通称「外来生物法」)」に基づき、特定外来生物として国が指定し、その飼育、栽培、運搬等を規制しています。令和5(2023)年9月1日現在、動物140種、植物19種の計159種が特定外来生物に指定されています。県内では、アライグマやクリハラリス、オオキンケイギク、オオクチバスなど14種の特定外来生物の定着が確認されており、それぞれについて防除の取組が求められています。

既に定着している特定外来生物については防除を進めることが必要ですが、行政のみで行えるものではなく、NPOや県民との連携、協働が必要です。

また、外来生物法の一部改正に伴い、在来種に大きな影響を与えているものの、既に広く飼育され、野外の個体数も多いアカミミガメとアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定され、令和5(2023)年6月から、野外への放出、販売等に規制がかけられました。一般家庭で飼育している個体についてはこれまで通り飼育が可能となっており、これらの外来種を外に放たないなどの啓発も必要です。

一方、国内由来の外来種について、例えばメダカやホタルの放流などは、遺伝的形質の異なる在来種との交配による遺伝的かく乱のおそれがあるとして問題となっており、条例で規制している自治体もあります。

## < これからの主な取組 > (生活環境部、土木建築部)

### ① 生息・生育状況の把握及び防除

- 自然環境への影響が大きい国外及び国内外来種の生息・生育状況を把握するとともに、市町村やNPOと連携し効果的な防除に努めます。特に、絶滅のおそれのある種への影響が懸念される地域については重点的な防除に努めます。
- 河川においては、国土交通省の「河川における外来植物対策の手引き」、「河川における外来魚対策の事例集」等を参考に取組を行います。
- オオクチバス等の繁殖が県内河川で顕在化していることから、内水面漁協等による駆除の促進を図ります。
- 地域に生息・生育する特定外来生物について、市町村や地域の団体等と協働して防除の方法を検討します。
- 外来種による遺伝的かく乱を避けるため、環境修復・再生を行う際は、在来種による復元を基本とします。
- 国内外来種については、自然公園をはじめ生物多様性の保全上重要な地域において防除に努めます。
- 外来種を増やさないため、飼育下にある生物を遺棄しないよう啓発に努めます。
- アライグマによる農作物等の被害を防ぐため、関係市町との連携により捕獲活動を実施し、個体数の削減を図ります。
- ◎ 生息域が拡大しているアライグマにおいては、国や、福岡県など隣接県との連携を図り、効果的な防除体制の構築を進めます。
- ◎ 令和4(2022)年12月に県内で生息が確認されたクリハラリスによる農作物等の被害を防ぐため、生息状況を調査し、関係市との連携により防除を行います。

### ② 大分県版外来種リストの作成

- 県内の特定外来生物の生息・生育状況などをリスト化し、防除の必要性を広く周知します。

### ③ ホームページなどを活用した情報提供

- 人体や農林水産業への被害が確認されている外来種や、今後被害をもたらす可能性のある外来種について、ホームページなどを活用して種ごとの情報を県民へ提供します。
- NPOが実施している防除活動などについて広く情報提供を行います。

【特定外来生物について】 (写真提供：環境省)

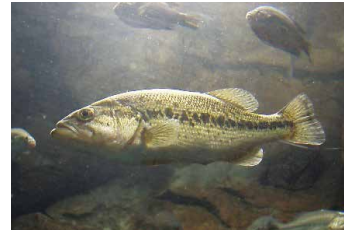
県内で主に定着が確認されている特定外来生物



アライグマ



クリハラリス



オオクチバス (ブラックバス)



ブルーギル



セアカゴケグモ



ウシガエル



オオキンケイギク



オオハンゴウソウ



ボタンウキクサ



オオフサモ



ブラジルチドメグサ



アレチウリ

〈条件付特定外来生物〉

外来生物法の改正により、令和5(2023)年6月1日からアメリカザリガニとアカミミガメが条件付特定外来生物に指定されました。これまでどおり飼育は可能ですが、生きた個体を野外に逃がしたり、放したりすることなどが禁止されています。



アメリカザリガニ



アカミミガメ  
(通称 ミドリガメ)

## (4) 動物愛護と適正な管理

### < 現状と課題 >

飼養動物を生物多様性との関連で見ると、自然生態系へ侵入することによる生態系への影響などの問題があるため、飼養に際しては適正に管理することが重要です。また、家畜化されていない野生由来の動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから限定的であるべきです。さらに命ある動物を正当な理由なく殺し、傷つけ、苦しめることを避けるだけでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うことを基本とした動物愛護の考え方は、人と動物の共生社会の実現に向け、生命尊重などの情操を育て、ひいては生物多様性の保全に資するものです。

令和元（2019）年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、国が平成18（2006）年10月に策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」（令和2（2020）年改正）に即して、県は「大分県動物愛護管理推進計画（第3次）」を令和3（2021）年3月に策定しました。

また、平成31（2019）年2月にはおおいた動物愛護センターが開設され、責任ある飼育の指導と啓発、動物福祉の教育と共生意識の醸成、やむを得ず収容した犬・猫の返還及び譲渡等について機能が強化されました。

### < これからの主な取組 >（生活環境部）

- 飼養動物の遺棄又は逸走などに起因する外来種の野生化が問題となっているため、外来種に限らず全ての飼養動物について、県ホームページによる啓発、市町村・関係団体との連携、動物愛護推進員の活動等を通じ、終生飼養や遺棄・虐待防止を図ります。



## 基本戦略Ⅱ 自然を活用した地域づくりの推進

里地里山といった二次的な自然だけでなく、登山やキャンプなどアウトドアの場や水源地としてつながっている奥山の自然、日常の生活に癒やしと潤いを与えてくれる身近な緑や水辺など、地域の生活や文化を様々な側面から支えている自然は、決して誰かが勝手に守ってくれるものではありません。自然とのつながりを意識して、育てながら地域の力で守り、将来へと引き継いで行く必要があります。

また、自然保護を前提としながらも、地域資源として活用を進めることにより、さらなる保護の取り組みにもつなげる「保護と利用の好循環」の実現が図られるよう、ユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産などの多様な地域資源を活用した地域づくりやエコツーリズムなどを推進します。

### 1 多様な地域資源を活用したエコツーリズムの推進

#### (1) 日本ジオパーク

##### < 現状と課題 >

平成 25 (2013) 年 9 月に日本ジオパークの認定を受けた姫島村、豊後大野市では、地質遺産の保全、調査研究を行いながら、ジオパークを教育活動やツーリズムに活用し、地域資源の保全意識の向上や地域の魅力の再発見につなげる取組を行っています。

県では、このような取組を推進するとともに、両地域のジオパーク活動が持続可能なものとなるよう、受入体制の整備等について支援しています。

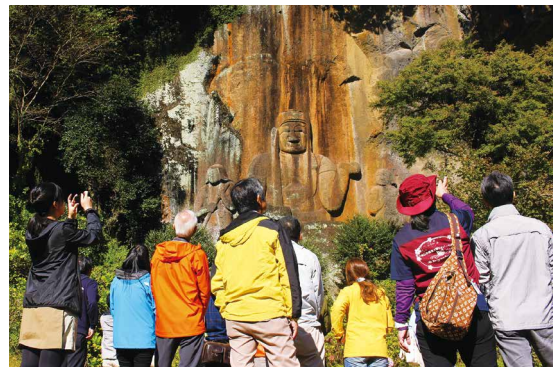
また、より多くの人々がジオパークを身近に感じ、地質や自然に対する興味、理解を深めることを目的として、商業施設等でのワークショップイベントの開催や科学や自然に興味のある子どもを対象とした体験科学講座の実施等、両地域の情報発信や普及啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

##### < これからの主な取組 > (生活環境部)

- ◎ 貴重な地質遺産の調査研究及び活用を支援します。
- 市及び村と連携した情報発信に努めます。
- ◎ ジオパークを支える人材の育成を図るため、地域の自然や文化等を紹介するガイドの養成を支援します。
- ◎ 地域の自然環境や文化など、多様な地域資源を活用したジオツーリズムの推進を支援します。



姫島ジオクルーズ



豊後大野ジオツアー



## 【ジオパーク】

ジオパークとは、貴重な地形や地質から大地の成り立ちを学び、その景観や地域の歴史・文化を大切にしながら、観光や教育の場として活用できる大地の公園のことを言い、日本ジオパーク委員会により認定されたものです。

本県では、平成25(2013)年9月、姫島村が「おおいた姫島ジオパーク」に、豊後大野市が「おおいた豊後大野ジオパーク」に認定されました。

### ◇おおいた姫島ジオパーク

姫島村は、約30万年前から火山が次々と噴火してできた島です。7つの火口の跡や溶岩が固まった様子が観察できる崖などがあります。

観音崎では、高さ40メートル、幅120メートルにわたってマグマが急に冷やされてできた黒曜石がみられ、「姫島の黒曜石産地」として国の天然記念物に指定されています。

姫島の黒曜石は全国的にも珍しい乳白色をしており、石器時代から縄文時代にかけて「矢じり」などの石器の材料として流通し、西日本一帯で使用されていました。

また、島の各所の砂浜には、渡りをする大型蝶のアサギマダラがスナビキソウを求めて休息に訪れ、波の浸食によってつくられた切り立った崖には、ハヤブサなどの猛禽類が営巣しています。



上段：黒曜石  
下段：アサギマダラ

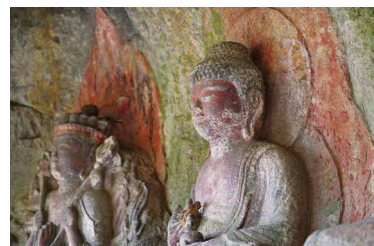
### ◇おおいた豊後大野ジオパーク

豊後大野市は、約9万年前の阿蘇山の噴火時に起きた高温の溶岩のかけらや火山灰、ガスが入り混じって流れ下る火砕流が冷えて固まった阿蘇溶結凝灰岩に広く覆われています。

「原尻の滝」は、幅120メートル、高さ20メートルにもおよぶ巨大な滝で、阿蘇溶結凝灰岩に覆われた大地を川の流れが削り、今のような独特な地形となっています。

また、阿蘇溶結凝灰岩は、石のなかでは比較的やわらかく加工しやすいことから、豊後大野市では石の文化が発展し、現在も人々の生活の中に見ることができます。

火砕流に覆われた大地の上にも自然の植生が根づき、豊かな土壌を育みました。人々はそれらを利用して畑を耕し、山とともに生き、山々を敬う神楽などに代表される無形文化遺産を生み出しました。また、豊富にある阿蘇溶結凝灰岩を巧みに利用した磨崖仏や石橋などの石造文化財も数多く存在しており、アーチ式石橋については豊後大野市が日本一多いことでも知られています。



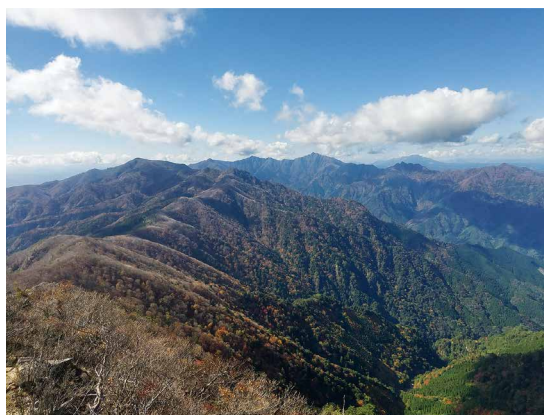
上段：原尻の滝  
下段：菅尾磨崖仏

指標項目	単位	現状 (R 4 (2022))	目標 (R 12 (2030))
ジオガイド認定者数	人	126	206

## (2) ユネスコエコパーク

### < 現状と課題 >

平成 29 (2017) 年 6 月に登録された祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、原生林やニホンカモシカをはじめとする貴重な野生動植物などの生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目指し、大分、宮崎の 2 県 6 市町と関係機関等からなる推進協議会を中心に、豊かな自然を活かした地域づくりに取り組んでいます。自然の豊かさや保全の重要性を次世代へ伝えるため、調査研究や自然との共生などの教育活動とともに、キャニオニングやボルダリングといった自然体験など、自然環境を活かしたエコツーリズムも進んでいます。



傾山頂・祖母山方面

一方で、ニホンジカの食害や登山者の増加、気候変動の影響等により、エコパークの核心・緩衝地域を通る登山道沿いで、植生の衰退や表土の侵食がみられ景観にも影響が生じています。こういった課題に対応するため、令和 5 (2023) 年度には、地域の人的資源を活用した登山者の手による登山道整備ツアーを実施するなど、サステナブルツーリズムの取組を始めました。

### < これからの主な取組 >

- ◎ 自然を核とした地域の魅力について、国内外に向けた情報発信に取り組めます。
- ◎ 大学や地域団体等との連携により、地域の自然環境や社会・文化等を活用し、持続可能な開発のための教育 (ESD) を推進します。
- ◎ 地元ガイドを活用した登山道整備ツアーなど新たなツーリズムの展開等を通じ、自然環境の保全と持続的な利用を促進します。
- ◎ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の構成団体として、協議会が行う核心・緩衝地域のモニタリング調査などに積極的に取り組めます。



植生衰退と浸食



藤河内溪谷のキャニオニング

## (3) くじゅう地域

### < 現状と課題 >

くじゅう地域は、「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう連山での登山が盛んです。山頂からの眺望は素晴らしく、全国から多くの登山者が訪れており、特にミヤマキリシマの開花時期や紅葉シーズンには、日に数千人の登山者が訪れることも珍しくありません。

国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図るため、国は「国立公園満喫プロジェクト」を平成 28 (2016) 年度からスタートさせ、阿蘇くじゅう国立公

園は、モデル地域として、全国8公園の一つに選定されました。

阿蘇くじゅう国立公園の特徴である、雄大な自然とそれを支える人々の営みをコンセプトとし、環境省や熊本県などの関係機関と連携して、具体的な取組方針を示す「阿蘇くじゅう国立公園ステップアッププログラム」を策定し、公園利用者が安心安全に利用できる受入環境づくりの推進や、地域が一体となった取組体制づくりなどを進めています。

くじゅう地域では、県管理施設の整備のほか、ミヤマキリシマの開花時期や紅葉時期などの登山シーズンにおける駐車場不足による路上駐車発生といった課題解決に向け、令和4(2022)年度に「オーバーユース対策部会」を設立し、繁忙期の渋滞緩和や登山利用のマナー向上などに向け、周遊バスの試験運行や路上駐車実態調査などを行ってきました。

### < これからの主な取組 > (生活環境部)

- 民間による周遊バスの本格運行に向けた取組を進めます。
- ◎ 関係機関と連携した受入環境の整備及び利用者負担制度の検討を進めます。



くじゅう連山  
(写真提供：くじゅうファンクラブ)



くじゅうラウンドバス試験運行事業

## (4) 世界農業遺産

### < 現状と課題 >

国東半島宇佐地域は、クヌギ林とため池の農林水産循環により育まれた景観や豊かな生物多様性などが認められ、平成25(2013)年に世界農業遺産に認定されました。伝統的な農業と、それに関わりつくられた文化や景観の中で生物多様性は守られています。一方で、過疎化、高齢化が進む中、生物多様性の減少を食い止め維持していくためには、現在の生物相や農業をはじめとする社会活動と生物の生息環境を整理し、保全活動を進めていく必要があります。また、その基礎となる希少野生動物の生息などに関する調査や普及啓発、環境保全に関する実践活動を通じた環境教育を推進する必要があります。

さらに、本地域では修正鬼会、御田植祭、どぶろく祭りといった農耕に関する伝統芸能などが継承されていますが、一部地域においては、過疎化、高齢化により、これらの農耕に関する伝統芸能などの伝承が困難になりつつあります。そのため、伝統芸能やそれを支える地域の魅力などを発信することで、参加者や継承者の増加を図り、ひいては居住者が増えるような魅力ある地域づくりを行う必要があります。

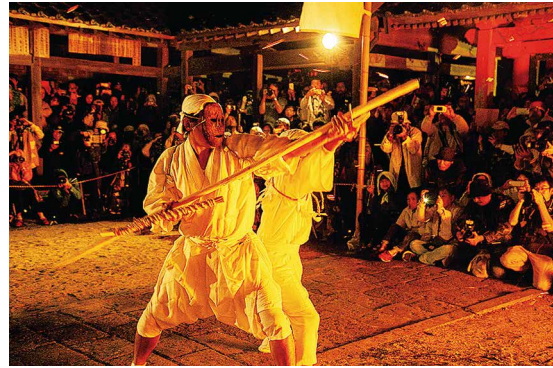
また、農耕と結びついた食文化として、地域で採れる旬の農産物を使った数多くの郷土料理があり、これらを家庭では親から子へ、地域では次世代へと伝承していくことも必要です。加えて、農業体験等を通じた食育の推進や鳥獣被害対策で捕獲した獣肉を含む地域食材の普及等も必要です。

## < これからの主な取組 > (農林水産部)

- ◎ 農業生産活動の維持支援や水源かん養機能の維持増進、鳥獣の生態に応じた捕獲対策の推進などを通じて生物多様性の保全に取り組みます。
- ◎ 伝統芸能等を守り継承していくため、人材の育成や伝統芸能の開催等を支援します。
- ◎ 地域食材を活用した郷土料理に関する食文化の伝承と情報発信を行い、小・中学校において給食での地産地消に取り組むとともに、収穫体験を通じ食育等を推進します。
- ◎ 森林や自然環境の保全に関する各種専門家を招聘し環境教育講座を開催するなど、地域の学校や公民館等での環境教育を推進します。



両合棚田での田植え風景



ケベス祭り

## 2 地域で取り組む自然環境・景観の保全

### < 現状と課題 >

各地域において、自治会やNPO 団体などを中心とした自然環境保全活動が進められていますが、その代表的なものが「野焼き」です。

県内では別府、塚原、久住、飯田、玖珠の山間部で見られる草原は、牧野として活用されることで草原地帯としての植生、景観を守ってきました。地域を主体として続けられている野焼きによって草原や湿原の環境が維持され、ヒゴタイやサクラソウなどの希少な植物をはじめ様々な動植物が生息できるようになります。そうした活動が続けられることにより、美しく、壮大な景観が維持されており、その景観そのものが観光資源にもなっています。

野焼きの作業は、延焼を防ぐための防火帯として周囲(輪地)の草刈り、枝切り、火入れ等の作業が必要であり、多くの人の手と重労働で危険な作業を伴います。地域や自然保護団体、企業、ボランティアの力により各地で継続的に行われていますが、地域によっては牧野としての利用に減少傾向がみられるとともに、高齢化による人手不足などの理由で野焼きの実施が困難になるなど、草原が有する植生や景観の維持が危ぶまれる状況にあります。



タデ原湿原での野焼きの取組  
(写真提供:くじゅうファンクラブ)



飯田高原での野焼きの取組

### < これからの主な取組 > (生活環境部)

- 地域住民が中心となって実施している野焼きを地域の様々な団体と連携して支援し、美しい草原景観の維持を図ります。
- 地域や団体等が行う自然環境保全活動などを支援します。

#### 【野焼きと生物多様性】

本県を代表するくじゅうの草原景観は、野焼きによって維持されてきました。

草原は、牧草地として利用され、牛の放牧地としても利用されており、野焼きは農作業の一環で行われてきました。野焼きをせずに放置すれば、草原は藪になり、やがては樹林へと変化します。長い間にわたり人の手が加わることによって、今の姿が創られてきたのです。

また、サクラソウやキスミレ、オキナグサ、ヒゴタイなどくじゅうの草原を代表する多くの植物を育む場となっており、野焼きは生物多様性の側面からも重要な役割を果たしています。

#### 【産官民による保全の取組】

令和3（2021）年6月、（一財）セブンーイレブン記念財団、飯田高原野焼実行委員会、九重町、大分県による4者において、九重町田野を中心とした「大分セブンの森」の整備・保全に関する協定を締結しました。

財団は、「九重ふるさと自然学校」の運営の他、全国で「豊かな自然環境の再生」と「CO<sub>2</sub>削減」につながる活動を進めており、飯田高原野焼実行委員会は、タデ原湿原周辺の野焼きを約30年ぶりに復活させ、その活動を周辺地域に波及させています。

協定締結により、野焼きを中心とした「草原及び森林整備・保全活動」の取組を進め、交流を通じた地域の発展に向けて協力し合うこととしています。また、野焼きのほか、特定外来生物オオハンゴンソウの駆除など、地域内外からボランティアを募り、様々な保全活動が進められています。



上段：防火帯の草よせ作業  
下段：オオハンゴンソウの駆除活動  
(写真提供：九重ふるさと自然学校)

### 3 地域で取り組む野生生物による被害の防止対策

#### (1) シカ、イノシシ

##### < 現状と課題 >

令和4（2022）年度の野生鳥獣による県の農林作物被害額は、1億5千万円となり、ピーク時の5億9千万円（平成8（1996）年度）から減少してきているものの、過疎高齢化の進む農山村地域に鳥獣被害が与える影響は、依然として大きい状況です。

農山村地域の人口減少が進む中、野生鳥獣を寄せ付けない集落環境の維持と防護柵の維持管理等が課題となっています。

##### < これからの主な取組 >（農林水産部）

- 生息環境の変化により、農作物等への被害や生態系への影響を与える野生鳥獣については、獣種に応じた捕獲を行い、人と鳥獣との共生に向けた取組を進めます。
- イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農作物等への被害を防ぐため、集落ぐるみで取り組む「集落環境対策」、防護柵の設置による「予防対策」、そして「捕獲対策」による総合的な被害対策の取組を支援します。
- 野生鳥獣の潜み場となる集落周辺の茂みの刈り払いや加害獣の餌となる収穫残渣等の適切な処理を進め、野生鳥獣を寄せ付けない集落環境を地域ぐるみで整備していきます。あわせて農林作物の被害を防止するための柵の設置を推進し、鳥獣被害と戦う集落づくりを進めます。
- 集落や農家に対して的確に鳥獣被害対策を助言できるよう、鳥獣害対策アドバイザーの養成を行い、地域ぐるみで鳥獣から農作物を守る取組を促進します。



侵入防止柵の設置



鳥獣害対策アドバイザーの養成

#### (2) 特定外来生物

##### < 現状と課題 >

生育・生息域が拡大した特定外来生物による農林水産物への被害や生態系への影響には、地域での取組が欠かせません。

アライグマは、繁殖力が旺盛で、農作物や家屋への侵入などの被害が深刻化しており、平成20（2008）年度から防除に向けた取組をスタートさせ、平成30（2018）年度からは特に生息数の多い県北西部を中心に防除体制の構築や捕獲調査等の対策に取り組んできたところですが、生息域の拡大により、対象地域を県内全域に拡大し、令和5（2023）年度からは市町村を主体とした防除体制の整備を進めています。

住民同士、住民と行政、地域同士が協力・協働することで効果的な防除が実施できます。被害防止や予防措置を施すために柵や網を設置する際にも、個々人の耕作地単位で設置するよりも、耕作地全体に協働作業で設置することにより、設置延長の短縮や作業負担も軽減さ

れます。すべての耕作地をカバーすることで、防除効果も上がり、結果的に被害も軽減できます。

さらに、県、市町村、地域住民が相互に連携することで、より効果的な防除を行うことができます。日田市前津江村では、行政と猟友会を中心とした地域住民との協働による積極的な防除対策により、アライグマの生息数が減少し、捕獲効率（CPUE）の低下がみられました。

また、オオハンゴンソウやオオキンケイギク等の植物の繁茂も各地で見られ、在来種の生育環境を悪化させています。九重町では、オオハンゴンソウの防除計画を策定しており、各地区や自然保護団体等が、駆除に取り組んでいます。

#### < これからの主な取組 >（生活環境部）

- アライグマの防除については、市町村担当者向けの研修会の実施や、防除講習会への専門家の派遣など、市町村を主体とした防除への支援を進めます。
- 地域を主体としたモデル事例の横展開を進めます。



地域におけるアライグマ防除講習会



オオハンゴンソウの駆除活動  
(写真提供：九重の自然を守る会)

## 基本戦略Ⅲ 自然が有する多様な機能の活用による社会課題の解決

### 1 自然が有する多様な機能の活用

森林は、木材生産の他、水を蓄える緑のダムとしての働き、土砂の流出・崩壊を防止する防災の働き、生活環境の形成・保全や二酸化炭素の吸収源としての働きなどの多面的機能を有しており、県民が安全で安心して生活していく上で重要な役割を果たしています。また、生育する樹種ごとに多様な森林生態系を構成しており、生物多様性の保全にとっても、野生生物の生息・生育の場や種・遺伝子の保管庫としても重要な位置を占めています。

里地里山は、奥山と都市部の中間に位置し、長い歴史の中で農地、ため池、草原、人工林など、人の適切な維持管理によって様々な要素がモザイク状に入り組んだ自然環境が形成された地域です。農林業の営みを通してつくられた二次的自然では地域生態系ネットワークが形成され、固有種や絶滅危惧種を含む野生動植物が生息・生育する生物多様性豊かな空間となっています。農業や林業の生産の場としての役割を果たすほか、四季折々に異なる豊かな自然空間の広がりや、棚田のすばらしい田園風景など、日本の原風景と言われる美しい景観に恵まれています。また、地域を取り巻く自然環境は、水源のかん養、土壌浸食及び土砂崩壊防止、水質浄化、保健休養の場の提供、生態系の維持など、私たちの生活にとって重要な公益的機能を担っており、都市住民が自然とふれあう場にもなっているほか、水田、ため池、鎮守の森などは多くの希少種が生息・生育するなど、生物多様性を維持するうえで重要な役割を果たしています。

一方、都市においては、植林地や草地等が、都市で生きる生物の生息・生育地となるほか、都市住民にとっては自然とふれあえる場、憩いの場ともなります。

さらに、河川、湖沼、湿原などの陸域の湿地は、生物の生命を維持する上で欠くことのできない水や土、草木を有し、生物の生息・生育空間として多様で豊かな生態系を育んでいます。河川流域内の都市化の進展に伴う河川環境の変化により、水辺空間がふれあいの場やレクリエーションの場として見直されるなど、河川的环境保全に対する関心も高まっています。

また、海域についても、沿岸域には特有の動植物が見られ、陸域、陸水域、海域が接する浅海域には藻場、塩性湿地、干潟などが分布し、海洋生物に多様な生息・生育環境を提供しています。また、水質の浄化や自然とのふれあいの場の提供等の機能も有するほか、海洋域は二酸化炭素の吸収源となるなど、気候の安定化に関わっており、陸上のみならず、沿岸及び海洋中の動植物も多様な機能を保有し、重要な役割を担っています。

このように、自然は多様な機能を有しており、自然環境を社会や経済、暮らし、文化の基盤として再認識し、防災・減災、気候変動、地域経済の活性化などの社会課題の解決を進めることで、自然と社会活動との調和を図っていきます。

#### (1) 森林

##### < 現状と課題 >

本県の森林面積は、約45万1千haで、県土の71%を占め、そのうち約89%は民有林です。民有林においては、人工林が51%、天然林が39%、竹林等が10%となっています。令和3（2021）年度末では、民有林のスギ蓄積量が全国第4位となるなど、全国有数の林業県です。

森林の多面的機能を高度に発揮させるためには、「伐って・使い・植えて・育てる」といった資源循環型の林業により、森林の適正な管理と地域材の利用拡大を進めることが重要です。また、森林づくりに県民が関わることによって森林・林業・木材産業への理解を深めていくことも必要です。



## 【 県内の主な保安林 】

面積は R5.3.31 現在

名 称	目 的	面積 (ha)
水源かん養保安林	水資源を確保する	97,576
土砂流出防備保安林	土砂の流出を防止する	21,104
土砂崩壊防備保安林	林地の崩壊を防止する	594
防風保安林	強風による被害を防止する	225
魚つき保安林	魚類の棲息、繁殖のため	1,207
保健保安林	森林レクリエーション活動の場を提供する	1,172
風致保安林	名所や旧跡の趣のある景色を保存する	379

### <これからの主な取組> (農林水産部)

#### ① 多様な森林づくりの推進

- 地域森林計画等の各種計画に基づき、公益的機能の向上に繋がる森林整備や森林生態系を考慮した林道等の路網整備を推進します。
- 地域の自然条件や立地条件に応じた様々なタイプの森林をバランス良く配置していくため、主伐・再造林や間伐等の実施はもとより、河川沿いや尾根・急傾斜地での広葉樹林化などを推進します。
- 高齢林の伐採と林業適地への着実な再造林を進めることにより、人工林の林齢構成の平準化を図ります。

#### ② 森林の公益的機能の維持・増進

- 水源かん養機能や災害防止機能の強化を図るため、下層植生や根系の発達に繋がる適切な保育・間伐を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小及び分散を図ります。また、必要に応じて天然力も活用した施業を推進します。
- 原生的な森林地域を自然環境保全地域に指定するなど、野生動植物の生息・生育する豊かな森林の保全に努めます。保安林に指定されていない地域森林計画対象民有林の開発にあたっては、必要に応じて伐採の制約等を森林計画に記載することで、貴重な動植物の保護に配慮します。
- 森林の転用にあたっては、林地開発許可制度の適正な運用により、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」等の森林の持つ公益的機能に配慮しながら森林の保全と土地利用の適正化を図ります。
- 治山事業等による荒廃森林の整備を推進し、森林の適切な保全を図ります。

#### ③ 森にふれ親しめる環境整備

- NPO や自治会等の活動により、県民が気軽に森にふれ親しめる身近な森の整備を図ります。
- 整備した森を森林体験学習やレクリエーションの場として積極的に活用し、県民の森林に対する関心を高めます。
- 県民の森においては、豊かな自然や多様な森林を活かし、広く県民に憩いや安らぎ、保健休養の場を提供するとともに、野生動植物とのふれあいを通じ、森林環境教育や青少年の野外体験活動等を推進します。併せて、施設サービスの向上や自然観察会等のイベントの充実を図り活用を推進します。

#### ④ 県民総参加の森林づくり

- 大分県森林環境税を活用し、県民参画のもと、森林がもつ多面的な機能が発揮できる多様な森林づくりを進めます。
- 大分県森林づくりボランティア支援センターを中心として、県民、企業、NPO、ボランティア団体などが行う森林ボランティア活動を推進します。

#### ⑤ 緑化地域の保全

- 市街地及び都市近郊等において良好な生活環境を形成する上で重要な自然緑地を不要な開発から守り、既存緑地の保全を図るとともに、失われた緑地の積極的な復元を図るため県緑化地域として指定し、計画的な緑化を図ります。
- 地域の風習と結びつき住民に畏敬されてきた貴重な老樹銘木や、「鎮守の森」に代表される神社・仏閣・史跡等の樹林を特別保護樹林・樹木として指定し、保護保全に努めます。

#### ⑥ 野生鳥獣による被害対策

- 野生鳥獣による森林被害については、防護柵や食害防止チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整、防除体制の整備などを促進します。

##### 【魚つき保安林とは】

魚つき保安林は、水面に陰をつくったり、流れ込む水の汚れを防いだり、養分の豊かな水を供給するなどの働きにより、海の森（藻場）を育成し、魚の繁殖を助ける機能を持つ森林について、その機能保全を目的に森林法の規定に基づく手続きにより指定されたものです。

本県では、県の南部に多くあります。

## (2) 里地里山・ため池

### (2) - 1 里地里山

#### < 現状と課題 >

里地里山は、高齢化や後継者不足などによる農林業者の減少に伴い自然の質が変化し、環境の劣化がみられます。また、化学肥料や化学合成農薬に依存した農業による環境への負荷も懸念されています。こうした中、環境負荷の低減に配慮し、持続的な農業生産を行っていくためには、化学肥料や化学合成農薬を適正に使用して行くことが重要です。

加えて、狩猟者の高齢化等の進行に伴い、イノシシ、シカ、サルなどの獣類による植生や農林業への被害が生じており、引き続き、個体数の調整や被害の防除など総合的に取り組む必要があります。

さらに、ため池や農業用水路は農業用の施設として利用されるだけでなく、周辺の農地等と一体となって多様な生物の生息・生育の場となっていますが、農業者の減少により従来のような維持管理が難しくなっているだけでなく、老朽化による施設機能の維持も課題になっています。

近年、棚田などの風景や動植物、田舎暮らしの体験を求め、里地里山を訪れる人々が増加しています。原生的な自然と都市の中間に位置する里地里山は、身近でふれやすい自然であり、こうした自然体験、環境教育、



内成棚田（別府市）

農林業体験等のフィールドとしての重要性も高まっています。

また、農林業活動などによる長い間の自然への働きかけを通じて、地域の特性を備えた景観や食品、工芸品、伝統行事などの生活文化が育まれてきました。それらは多様な地域文化の根源であり、住民の心の拠り所でもあります。

このような里地里山は、野生動植物の重要な生息・生育地でもあることから、積極的に保全を進めていく必要があります。

### < これからの主な取組 > (生活環境部、農林水産部)

#### ① 里地里山の整備・保全の推進

- 鎮守の森や寺院の境内等、豊かな生態系が守られた地域の保全に努めます。
- 荒廃竹林整備により、良好な森林環境及び景観保全を図ります。

#### ② 里地里山の利用と地域づくり

- エコツーリズム、グリーンツーリズムなどを推進するほか、身近な自然とのふれあいや自然体験活動を促進します。

#### ③ 生物多様性を重視した農業生産の推進

- 農業生産における効率的施肥や農薬適正使用の徹底を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用低減技術の導入を行います。

#### ④ 鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全

- シカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整・生息環境整備・被害防除対策を進めます。
- 希少種の生息地や自然公園など、生物多様性の保全上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めます。

#### ⑤ 農業水利施設の保全

- 農業用水路、ため池等の農業水利施設については、周囲の環境との調和に配慮した整備を進めるなど、憩いと安らぎの親水空間の保全に努めます。

#### 【優良竹林化・利活用推進事業ほか】

県土の保全や良好な景観の確保、竹資源の有効活用を図るため、観光地周辺や幹線道路沿線における荒廃竹林の伐採、竹材やタケノコ生産地として持続的管理が見込める竹林の再生、市町村による荒廃竹林整備のほか、観光・芸術文化や環境教育活動等へ竹の利活用を推進することにより、良好な森林環境及び景観の保全を図るとともに、地域振興にも寄与しています。

空港道路沿いの竹林伐採



実施前



実施後



優良竹林化

## (2) - 2 ため池

### <現状と課題>

県内の年間降水量は中部や北部で少なく、西部山岳地帯から山沿い及び県南東部で多くなっているため、農業用ため池は、2,118 か所のうち約6割が年間降水量の少ない国東半島や県北地域に分布しています。

ため池は、雨の少ない地域において農業用水を確保する貴重な水源として利用されるだけでなく、水生植物、水生昆虫、魚、水鳥等の生き物の生息場所です。

しかし、ため池の多くは江戸時代以前に築造されており、老朽化による漏水や侵食、耐震不足が懸念され、他県においては大雨や地震時に決壊する事例も生じています。

現在、決壊により下流人家、公共施設等に影響を及ぼすおそれのあるため池については、防災重点農業用ため池に指定し、防災工事等推進計画（計画期間令和3（2021）年から令和12（2030）年まで）に基づき、計画的な改修に努めています。



本田ため池（大分市）

### < これからの主な取組 >（農林水産部）

- 防災重点農業用ため池の防災工事においては、多様な生物の生息・生育場所として、その保全に配慮した整備に努めます。

## (3) 河川・湿地地域

### (3) - 1 河川

#### < 現状と課題 >

県内を流れる一級河川は、山国川、大分川、大野川、番匠川、五ヶ瀬川、筑後川の6水系374河川で延長約2,077km、二級河川は93水系211河川で延長約989km、合計99水系585河川で延長約3,066kmです。この一、二級河川の延長は九州では最も長く、全国でも12番目に当たり、豊富な水の恵みを私たちにもたらしています。

急激な経済成長の時代の河川は、頻発する災害から生命・財産を守ることを目的に改修がなされたため、生物の生息・生育環境を含め、環境保全に配慮したものではありませんでした。

しかし、近年では、河川流域内の都市化の進展に伴う河川環境の変化により、水辺空間がふれあいの場やレクリエーションの場として見直されるなど、河川の環境保全に対する関心が高まっています。

このため、災害に強い川づくりに加え、周辺の自然環境や生態系に配慮した多自然川づくりに取り組むなどの環境保全に努めています。

環境省の自然環境保全基礎調査により、これまで県内主要河川の概要、河岸の改変状況等の詳細な調査が行われてきました。

また、国土交通省は、概ね5年の周期で県下の主要河川の調査を行っています。これらの調査結果をもとに、河川の生物の保全のための施策を講じる必要があります。また、これまでの水環境保全に関する施策は、主として治水と利水など人にとって良好な環境の保全が中心でしたが、現在では生態系の保全も視野に入れ、水生生物及びその生息環境を含んだ良好な水環境の保全に取り組んでおり、水質監視を強化しています。

河川等の公共用水域の汚濁については生活排水がその一因となっていることから、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備や適切な維持管理を推進し、水環境の保全を図る必要があ

ります。

また、近年では特定外来生物の発生が多くみられる河川もあり、防除が必要となっています。

上流から中流、そして下流に至るまでの河川でつながれた地域は、自然環境のみならず健全な水の循環や地域づくりなどの共通の課題に向き合っています。このように流域でつながれた地域を一体的に捉え、流域全体として保全の取組を進める必要があります。

#### < これからの主な取組 > (生活環境部、土木建築部)

- ◎ 河川の整備にあたっては、多様な動植物の生息・生育環境を確保し、親水機能などにも配慮した多自然川づくりの取組を推進します。
- 多様な生物の生息・生育場所として優れた自然が残されている溪流などの保全に努めます。
- 河川の水質監視を引き続き行います。
- 市町村と連携を図りながら生活排水処理対策を推進します。
- 河川における外来生物の生息・生育状況を注視し、地域と協力して必要な対策を講じます。
- 流域治水の推進にあたっては、自然環境が有する多様な機能を活かすなど、地域の特性に応じた取組を推進します。

### (3) - 2 池、湖、湿原

#### < 現状と課題 >

本県には天然の湖や池は数えるほどしかありませんが、その中には小田の池のように良好な状態で自然が残された天然湖があります。

また、ラムサール条約湿地に登録されているくじゅう坊ガツル・タデ原湿原は、水生生物や水鳥をはじめ、多様な生物の生息・生育地となっています。ヒゴタイ、ツクシフロウ、シムラニンジンなどの植物のほか、ヘビトンボやカワゲラなどの水生生物、動物ではセッカやホオジロなどの鳥類も生息しています。

猪の瀬戸湿原は森林化が進行していましたが、野生動植物の生息・生育環境の保全・復元のために野焼きを復活させ、現在では湿原が維持されています。

このように多様な動植物が生息・生育する独特の生態系が形成される湿原は、水質浄化の面からも適切な保全が必要です。湿原に立ち入り、踏みつけることによって表層の泥炭層が変化し、植物の再生が不可能な土地となります。靴や服に付着して入り込んだ草木の種は、成長すると湿原の植物や昆虫などに大きな影響を及ぼします。

以前の水環境保全に関する施策は、人にとっての良好な環境の保全が中心でしたが、現在では生態系の保全を視野に入れ、水生生物とその生息環境を含んだ良好な水環境の保全に取り組んでいます。

#### < これからの主な取組 > (生活環境部)

- 多様な生物の生息・生育場所として優れた自然が残されている湖沼、湿原の保全に努めます。
- 開発にあたっては、自然の池や湿原の周囲の大規模な変更や一度に大量の木を切ることがないように改変を最小限にします。
- 湿原における外来種対策を推進します。
- 重要湿地の生態系変化、保全状況を継続して把握していきます。

### 【タデ原湿原の動植物】



キスミレ



サクラソウ



カヤネズミ

### 【猪の瀬戸湿原】

猪の瀬戸湿原は、阿蘇くじゅう国立公園の第一種特別地域内にあります。放牧や採草地としての利用の減少に伴って野焼きが行われなくなり、平成に入る頃には森林化が進んでいました。湿原の動植物は減少し、そのまま放置しておくとな元の湿原に戻すことが困難となることから、「湿原再生プロジェクト」として再生に取り組みました。

現在では、自然保護団体に活動の主体を移し、土地の所有者である地元民間企業の協力のもと、継続して野焼きが行われています。

野焼きにより維持された湿原には、豊かな生態系が蘇りました。猪の瀬戸湿原で行われる自然観察会には、愛らしい草花を目当てに、毎回多くの参加者が集まっています。



野焼き



自然観察会

## (4) 都市公園・緑地

### < 現状と課題 >

高密度な土地利用、人口の集中、高い環境負荷が集中する都市においては、生物の生息・生育の場は水や緑のある自然的環境を有する空間に限定されます。都市における生物多様性の保全を図るためには、都市公園、特別緑地保全地区や緑地などの空間について、より適切な保全・再生・創出・管理を行う必要があります。

本県では、都市の緑と空間を確保するほか、うるおいの創出、自然とのふれあいの推進、コミュニティの場の形成や災害時の避難場所の確保のため、都市公園の整備を推進しています。また、都市計画区域外の農山漁村地域においてもスポーツ、文化、コミュニティ活動の拠点となる特定地区公園（カントリーパーク）を整備し、令和3（2021）年度末現在約1,292ha、1人当たりの都市公園等面積は12.3㎡となっています。また、都市部の道路は、交通機能のほかに街路樹による緑地空間としての機能など、幅広い分野に及ぶ機能を持っています。

都市における生物多様性の保全のためには、生態系ネットワークの形成の視点から、生物の生息・生育の核となる地域、環境を保全・再生し分布域を拡大する地域、これらの地域を結ぶ生態的な回廊、そしてその緩衝帯等、それぞれの空間が有する役割について配慮する必要があります。

今後の人口減少・高齢化社会においては、都市機能の集約化や交通結節点を中心とした利便

化、エネルギー利用の効率化などによる集約型都市構造（エコ・コンパクトシティ）を目指すことが望まれています。生物多様性の観点からは、水と緑の将来像を位置付けた都市の総合的な計画である都市計画区域マスタープランや緑の基本計画等と調整を図り、その形態や自然環境に応じた都市づくりが求められています。

#### < これからの主な取組 >（土木建築部）

- 都市における緑とオープンスペースの確保を図るとともに、都市住民のふれあいや余暇活動の場を提供するため、地域の特性を活かした都市公園、緑地等の計画的な整備及び民間市街地開発や建築物等における緑地空間の確保、社寺林や屋敷林の保全を推進し、良好な都市環境の形成と緑豊かな生活環境の創出を図ります。
- 道路の線形や構造、色彩、植栽の種類等が地域の街並みや自然、歴史・文化に調和するよう配慮しながら、うるおいのある道づくりを推進します。
- 良好な景観を形成する道路緑化は沿道状況などを勘案して行うこととし、加えて適切な維持管理に努めます。
- 都市計画道路を中心に、街路樹等による緑化を推進し、都市公園や緑地、歴史的・自然的等を結ぶ緑のネットワークの形成に努めます。

### (5) 沿岸・海洋

#### < 現状と課題 >

本県の海岸部は、遠浅で広大な干潟を有する豊前海、リアス式海岸と砂浜で形成される国東半島、深い内湾で波穏やかな別府湾、リアス式海岸の豊後水道と変化に富んでいます。

県北の沿岸域に広がる豊前海干潟は国内最大級の広さを持ち、他の干潟に比べて種の多様性が高く、カブトガニやシオマネキ等の希少種も非常に多くみられます。沿岸各地ではシギ・チドリ類やズグロカモメ等の鳥類の飛来や生息も確認されています。

このように、干潟や藻場には高密度で多様な生物が生息しており、沿岸漁業は干潟の恩恵を大きく受けています。

豊後水道の日豊海岸は国定公園に指定され、そのうち屋形島の西岸に接する海域、名護屋崎半島の西岸に接する海域、深島の北岸及び東岸に接する海域の海中景観は特に傑出しているため、海域公園地区として適切に保護しています。黒潮の影響により、サンゴや熱帯魚も生息し、アカウミガメの上陸、産卵もみられます。

海岸整備は、津波や高潮から人命等を守るほか、近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーションへの需要の高まりを背景に、防災・環境・利用の視点に立った整備が求められています。

海岸施設の設置や埋立て、航路の浚渫などによって自然海岸の減少、汀線の変化などの沿岸海域の環境悪化がみられることから、海岸環境の保全を図る必要があります。

沿岸域では、様々な人為的影響によって循環のバランスが崩れ、赤潮が発生することがあります。また、海外からの入港によるバラスト水からの外来種の移入や油流出事故の影響も懸念され、これらは全て生物多様性の低下につながります。

これまでの沿岸環境・海洋環境の保全に関する施策は、人にとっての良好な環境の保全が中心でした。これからは、生態系の保全を視野に入れ、水生生物及びその生息環境を含んだ良好な沿岸環境、海洋保全のために水質、流入水、流入土砂、土壌などの総合的管理を行うことが必要です。

平成26（2014）年3月及び平成29（2017）年5月には、水生生物の保全に係る水質環境基準における沿岸海域の類型指定を行うなど、水質監視を強化しています。

< これからの主な取組 > (生活環境部、農林水産部、土木建築部)

- 「自然公園法」、「大分県立自然公園条例」、「大分県自然海浜保全地区条例」に基づく規制や指導を徹底し、自然海浜保全地区の優れた自然の保護・保全に努めます。
- 海岸の整備にあたっては、国土の保全と併せて野生動植物・水生生物などの生態系に配慮し、親水機能を考慮した海岸環境整備を推進し、うるおいのある海辺空間の創出に努めます。
- 漁港泊地内の水質浄化や漁村の生活環境の改善を推進し、海岸環境の保全に努めます。
- 海岸、港湾等の整備においては、生態系の保全に配慮します。
- 漂流ごみ等による漁業活動や生態系への影響に対し、漁業者や市民ボランティアなどが自主的に行う清掃活動の取組を推進します。
- 赤潮等の発生監視体制を強化するとともに、発生抑制のための取組を行い、漁業被害の防止に努めます。
- 原因者不明の漁場油濁被害については、漁業者や市民ボランティアが実施する防除・清掃事業を支援し、海洋生物等の保全を図ります。
- 沿岸海域の水質監視を引き続き行います。
- 藻場や干潟は、水産動植物をはじめとする多様な生物の生息・生育場所として重要であるため、耕うんや投石などにより維持保全を図ります。

【干潟（周防灘）の生きもの】



アオギス



トビハゼ



シオマネキ

2 地球温暖化防止に向けた取組

< 現状と課題 >

令和5（2023）年9月に「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・大分県気候変動適応計画」を策定し、各部門における二酸化炭素排出量の削減目標を定め、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー型ライフスタイルの普及啓発を行っています。東日本大震災以降の再生可能エネルギーの普及や世界的な脱炭素の流れにより温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。

温室効果ガスの排出抑制のためには、国等が講じる様々な施策とともに、県民、事業者、NPO等や行政が一体となって更なる取組を進めていく必要があります。

また、気候変動は、生物多様性の損失へ大きな影響を与えていますが、大規模な再生可能エネルギー発電設備の設置も生物の生息・生育環境への影響が指摘されており、気候変動対策と生物多様性の保全を統合的に進めていく必要があります。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）の改正により、地方創生につながる再生可能エネルギーの導入を促進するための地域脱炭素化促進事業制度が導入されました。これに伴い、市町村は地域脱炭素化事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）等を定めることが努力義務とされました。

促進区域の設定にあたっては、国及び都道府県基準に従い定めることとされています。国の



基準は、国立公園の特別保護地区等、法令等に基づき区域指定されている範囲を「促進区域から除外すべき区域」と規定しています。県の基準は、地域の自然的社会的条件を踏まえ、国の基準に上乘せ等して、地域の実情に応じた環境配慮として定めることとされています。県では、本県の地域特性を踏まえ、促進区域の設定に関する県基準を定めることとしています。

一方、県内では大規模太陽光発電事業により自然環境の改変がみられる地域もあります。再生可能エネルギーが地域共生・地域貢献していくためにも、適正なゾーニングを進めていくことが必要です。

### < これからの主な取組 > (生活環境部、農林水産部)

- ◎「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・大分県気候変動適応計画」に基づく地球温暖化対策を着実に推進します。
- ◎地球温暖化対策地域協議会や地球温暖化防止活動推進員等と連携し、2050年カーボンニュートラルを具体化する地域の取組を促進します。
- 地域特性に応じたエコエネルギー（地熱・温泉熱、小水力、バイオマス等）の導入を促進するほか、家庭や事業所における省エネルギー設備導入の促進を図ります。
- ◎森林分野でのJクレジット制度の活用や林業適地への着実な再生林の推進等により、健全な森林づくりと二酸化炭素の吸収源対策を図ります。
- ◎生態系の保全に係る適応策や、その実施に関する具体的な方針、手法、技術などの情報収集に努めます。また、大分県気候変動適応センターにおいて、これらの情報を県民に向けて発信します。
- ◎海藻（草）群落いわゆる藻場は、生物多様性の保全、水産資源の維持増大に重要であるほか、温室効果ガスの吸収源としても期待されており、引き続きその整備・保全に努めます。
- ◎県の基準に基づき、各市町村に促進区域設定を促し、地域に貢献し、地域と共生する再エネ事業の導入が進むよう努めます。
- ◎おおいたの重要な自然共生地域においては、生態系等の専門家をコーディネーターとして派遣し、地域の特性に応じた対策のための合意形成を図ります。

指標項目	単位	現状（R 4（2022））	目標（R 12（2030））
おおいたの重要な自然共生地域 コーディネーター派遣団体数	団体	—	10

## 3 防災・減災対策等に向けたグリーンインフラの推進

### < 現状と課題 >

グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能を防災・減災、地域創生、環境保全等の様々な課題解決に活用しようとする考え方です。水を通しやすい構造にした浸水性舗装や、ヒートアイランド現象の緩和と冷暖房効率の向上による省エネが図られる屋上緑化などは身近なグリーンインフラの一つです。

県内でも、県庁舎をはじめとした公共施設等における屋上緑化に取り組み、都市部の低炭素化などに向けて、緑化を推進しています。河川においては、気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化に対応するため、令和3（2021）年に「流域治水プロジェクト」を策定し、流域治水を推進しています。流域治水は、流域内のあらゆる関係者が協働し、地域の特性に応じた対策を進めるものであり、その取組の中には、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの取組も含まれています。1級水系では、流域治水におけるグリーンインフラの取組が見える化するため、令和4（2022）年に流域治水プロジェクトを改定しています。

## < これからの主な取組 > (生活環境部、農林水産部、土木建築部)

- ◎ 生物多様性に貢献するグリーンインフラの普及啓発を進めます。
- ◎ 公共施設の緑地の確保に努めるとともに、地域性や景観に配慮し、周辺環境と調和したみどり豊かな公共施設の整備を進めます。既設の公共施設では、スペースを有効に利用した緑化に努め、敷地の環境に応じた植栽や、屋上緑化、壁面緑化や外柵の生垣化等を民間施設のモデルとするなど、「第6次大分県緑化基本計画」に基づき、総合的に緑化を推進します。
- 多自然川づくりなどの取組を推進し、多様な動植物の生息・生育環境の確保や河川景観の保全に努めます。
- ◎ 水田が有する雨水貯留機能を活用した田んぼダムを推進します。

### 【流域治水プロジェクト】

流域治水を推進するため、国、県、市町村等の流域のあらゆる関係者が参画する「流域治水協議会」を県内8つのエリアに分けて設置しています。この協議会において、各流域内で行う治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、公表しています。

同プロジェクトでは、様々な対策を①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策に分類し、実施主体を明示するとともに、対策のロードマップを示して連携を図っています。



(出典：国土交通省HP)

### 【田んぼダム】

田んぼダムは、水田が本来有している「雨水貯留機能」を強化することで、大雨時の雨水を一時的に貯留し、洪水被害を軽減する取組です。具体的には田の排水口に、排水量を抑制するための堰板（写真）を取付けることで、田に雨水を一時的に貯めて、時間をかけて少しずつ排水することで、地域の水路や河川の水位上昇を抑え洪水被害を軽減するものです。



## 基本戦略Ⅳ 事業活動における生物多様性への配慮

### ～ネイチャーポジティブ経済にむけた取組～

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるという世界目標「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現のためには、経済活動における生物多様性の視点が不可欠です。自然環境の変化により大きな影響を受ける農林水産業だけでなく、製造業、サービス業などあらゆる産業が生物多様性の恩恵を受けており、事業活動の基盤となる生物多様性への取組が求められます。

現在、国においては、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の達成に向け、令和5（2023）年度に「自然共生サイト」の取組をスタートさせており、社有林やビオトープなどの民間団体により保全された地域を認定することで、事業者における生物多様性保全への取組も進めようとしています。

## 1 事業者における生物多様性保全の取組の促進

### < 現状と課題 >

事業活動のあり方と環境問題は、密接に関係しています。多くの企業等が、資源やエネルギーの消費と環境負荷の発生を抑えるとともに、環境配慮製品やサービスの提供、リサイクルの推進等を通じて環境問題に取り組むほか、社会貢献活動として自然環境保全活動に取り組む企業もあります。生物多様性の損失を止め、反転させていくためには、社会全体の取組が不可欠であり、事業活動における生物多様性への取組をより一層進めていく必要があります。

また、事業活動における生物多様性への配慮が、企業価値を高める枠組の構築も民間主導で進められており、企業の取組の促進が期待されています。

### < これからの主な取組 >

#### （企業による自然環境保全への取組の推進）

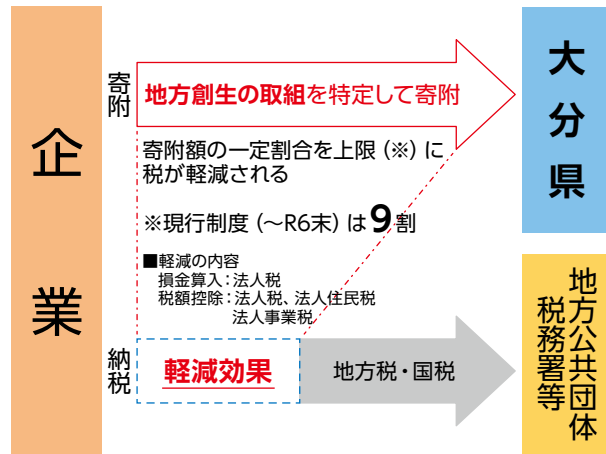
- ◎ 「自然共生サイト」への認定申請にあたり、コーディネーター（専門家）を派遣するなど企業の生物多様性の保全の取組を支援していきます。
- ◎ 企業版ふるさと納税や寄附制度の活用による企業の自然環境保全活動を進めます。
- ◎ 企業が自然環境保全活動に取り組みやすいよう参画メニューを作成するなど、自主的な企業の取組を支援します。
- ◎ 企業に向けて、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の普及啓発を行います。

指標項目	単位	現状（R 4（2022））	目標（R 12（2030））
企業との協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	3	10

### 【企業版ふるさと納税】

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に、寄附額の一定割合を上限に、税が軽減される制度です。国の認定を受けた本県の地方創生プロジェクト（生物多様性関係事業含む。）に対し、本社が県外にある企業が寄附を行った場合、通常の寄附による軽減効果に加え、法人関係税から税額控除されます。

企業にとっては、寄附による社会貢献活動を通じた法人のイメージアップや認知度の向上などが期待されます。



### 【TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）】

自然環境と企業活動がどのように影響しているかを可視化させ、投融資といった資金の流れを自然にとってプラスにシフトさせるため、企業・団体が自身の経済活動による自然環境や生物多様性への影響を評価し、情報開示する枠組みの構築を目指し、令和3（2021）年6月、「TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）」が設立されました。気候変動に関する企業の財務情報の開示を求める国際組織「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」に続くもので、世界中で1,000以上の企業が参画しています。

令和5（2023）年9月に、その枠組みが発表され、多くの企業や金融機関において情報開示への対応が進むことが期待されています。

## 2 生物多様性を重視した農林水産業施策の推進

### < 現状と課題 >

農林水産業は、自然に順応し、自然を利用しながら循環を促進し、その恵みを享受する産業であり、自然の循環が健全に維持されることにより成り立っています。様々な生物とともに人の暮らしがあり、そこで営まれる農林水産業は生物多様性と深くつながっています。

水が豊かな日本では、いたるところで水田が作られ、水田とそのまわりのため池、水路などは、カエルやメダカ、多くの水草の重要なすみかになっています。しかし、市街地に近づくにつれ、その数は減っていきます。

また、埋立て・海砂利採取などの開発行為の影響により、藻場の消滅や干潟の消失も進んでいます。このような環境の変化により、これまで身近で見られていた生きものが減る一方、鳥獣被害が依然として発生するなど、農山漁村における生物多様性を保全していくことの重要性が高まっています。

安全な食料の安定供給のためには、環境に配慮した持続的な農林水産業の振興と、それを支える農山漁村の活性化が必要です。農林水産政策の展開にあたって、農林水産省では「みどりの食料システム戦略（令和3（2021）年5月）」や「農林水産省生物多様性戦略（令和5（2023）年3月改定）」を策定しています。

また、環境に配慮した農産物への消費者の関心が高まっています。農業生産においても、化学物質による環境負荷を低減するため、化学合成農薬・化学肥料を削減した栽培や有機農業などの環境保全型農業の推進が必要です。

水田、水路、雑木林、藻場、干潟などでは、多様な野生生物が生息・生育する空間がつけられており、ここでは、経済的価値を生む資源としての生物だけでなく、トンボやカエル、カニや貝など多くの種が生息するなど生物多様性が豊かな空間が維持され、持続可能な農林水産業を支えています。

## ＜ これからの主な取組 ＞（農林水産部）

### （農林水産物生産における環境配慮）

- 食料生産と生物多様性が両立する取組事例における生物の生息・生育状況、周辺環境など、農林水産業者に環境に配慮した取組への理解を促進します。
- 農産物生産における環境への配慮や食品の安全確保などの実践方法を示した GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を進めるとともに、農業生産現場における効率的施肥や農薬の適正使用の徹底を図ります。
- 土づくりを基本に、有機農業や IPM（総合的病害虫・雑草管理）等の技術導入による化学合成農薬・化学肥料の使用低減など、環境保全型農業を推進します。
- 化学肥料・化学合成農薬の使用の低減とセットで行う冬期湛水や、有機農業の取組など生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援します。

### （農地、農業水利施設の維持・保全）

- 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用により耕作放棄地の発生防止や農業水利施設の維持・保全活動を支援します。
- 地域の実情に応じて、棚田等の維持・保全活動の推進に努めます。

### （森林の適切な管理・保全）

- 木材生産を効率的に行える林地かどうか判断し、木材等生産機能を重視する森林を「生産林」、公益的機能を重視する森林を「環境林」に区分し、目的に応じた森林へ誘導します。
- 公共造林事業などを活用し、間伐や再造林の実施により健全な森林づくりを進めます。
- 森林の有する公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定し、立木の伐採や転用を規制するとともに、荒廃地等における治山施設の設置や機能が低下した森林の整備等を推進します。
- 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林などの保安林を適正に管理し、保安林機能の質的向上を図ります。

### （豊かで生産力のある沿岸環境づくり）

- 藻場は多種多様な生物の産卵場や幼稚魚が生育する場でもあり、アワビやヒジキ等の有用水産物の漁場ともなります。干潟は海苔養殖や二枚貝類等の漁場となるなど、いずれも沿岸漁業にとって重要な場所です。生物多様性及び資源豊かで生産力のある沿岸環境を維持・向上させるため、藻場造成や内湾漁場での海底耕うん・堆積物除去などによる藻場や干潟の保全・再生を図ります。
- 生物多様性の保全に配慮しながら水産資源の回復を図り、持続的な利用を推進します。
- 無給餌で環境負荷の少ない海藻養殖や貝類養殖を推進します。

**【生物多様性に配慮した農業の実践事例：  
九重町飯田地区「冬期湛水」】**

稲刈りが終わった水田に冬期も水を張る取組です。

湛水による抑草効果の他、水鳥に生息の場を提供することを通じて、地域の生態系の保全も図っています。



**【委員からのひとこと】**

経済発展や防災などと、生物多様性保全が両輪として取り組まれることが共通認識となり、具体的な行動に移されることが重要である。

## 基本戦略V 県民一人ひとりの生物多様性の認識と行動化

私たちの生活は生物多様性の恵みにより支えられていますが、現代社会においては、その恵み（資源）を日々大量に消費し、生物多様性を脅かしています。

生物多様性の恵みを将来にわたって享受し続けるためには、生物多様性に関する基本的な知識を身に付け、一人ひとりが保全の必要性を理解し、保全のための行動を主体的に行うことが必要です。このため、普及啓発のほか、各年代に応じた環境教育に継続して取り組むことが求められます。

### 1 普及啓発・広報活動

#### < 現状と課題 >

「子どもの頃たくさんいたトンボを最近見なくなった」「花の開花時期が早くなった」など、環境変化が原因とみられる動植物の生息・生育状況の変化から生活排水や家庭ごみによる環境負荷まで、身の回りには様々な環境問題があります。環境負荷を可能な限り低減するためには、行政、企業、県民それぞれの主体において、省資源、省エネルギーなど生物多様性の保全につながる取組をこれまで以上に積極的に行うことが求められています。

新たな長期総合計画の策定に向けて、令和5（2023）年度に実施した「大分県の政策に関するアンケート調査（県民意識調査）」では、「暮らしやすさを考えるうえで大切なことについて」という設問に対する回答では、「健康維持と医療機関の利用しやすさ」に次いで「海・山などの豊かな自然環境」を答えた方が多く、全高校生オンラインアンケートでは、「大分県に住み続けたい」「将来大分県に戻りたい」と思う理由のトップは「海・山などの自然環境が豊か」という結果でした。

また、令和4（2022）年に内閣府が行った世論調査では、「自然に関心がある」人は75.3%と高いものの、「生物多様性」という言葉を知っている、または聞いたことがある人は72.6%、このうち、言葉の意味を知っている人は29.4%と、生物多様性の認知度は依然として低い状況にあります。一方、生物多様性の保全のための取組については、「生産や流通で使用するエネルギーを抑えるため、地元で採れた旬の食材を味わう」とともに、「取り組みたい行動はあるが、行動に移せていない」と答えた人の割合が、共に33.7%と最も高くなっています。生物多様性の保全に貢献する行動を制限する要因については、「何をしたらよいのか、よくわからない」を挙げた人の割合が50.7%となっており、関心はあるものの、どう行動に移していったらいいかよく分からない人も多くいることが考えられます。

恵み豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくためには、県民が暮らしの中で生物多様性について意識することが必要です。このため、今後も様々な行事やパンフレット、ホームページ等により普及啓発を続けていくことが必要です。

#### < これからの主な取組 >（生活環境部）

- 生物多様性に対する正しい理解と深い認識を培い、自然に対するモラルの向上を図るため、幅広い年代層に対する自然保護思想の普及啓発に努めます。
- 生物多様性に関する一般的な知識に加え、保全活動の実践事例の紹介等、生物多様性に関する情報を県民に積極的に提供し、竹細工など伝統産業の大切さ等も含め、生物多様性への理解の浸透を図るとともに保全活動への自主的な参加を促します。
- 県民や活動団体の情報交換や交流の場を提供する等、生物多様性の保全活動の促進を図ります。
- 生物多様性の重要性を県民の生活や企業活動等に浸透させるため、マスメディアやホームページ、パンフレット等を通じて、生物多様性の理解促進を図ります。
- 県民はもとより県外から訪れる人々も本県の生物多様性の保全の必要性への理解を深めるよう、生物多様性に支えられた豊かな自然に関する情報を積極的に発信します。

## 2 環境教育・学習

### < 現状と課題 >

生物多様性を取り巻く課題は非常に多く、県民一人ひとりがその重要性や課題を学び、共通認識となることが求められます。保全活動への積極的な参加を促すためには、幅広い年代への環境教育・環境学習が重要です。

本県は優れた自然景観や多様な野生動植物が生息・生育する豊かな自然環境に恵まれ、これを地域資源として活用した体験学習や自然観察会等の取組が各地で行われています。これらの取組をさらに進めるため、その活動の場や機会の充実を図る必要があります。

また、家庭、学校、地域社会、職場等が連携を図りながら、ふるさとへの誇りや夢をもって積極的に保全活動を行うなど、環境教育・学習をさらに進める必要があります。

特に、各学校においては、学習指導要領等に基づき、実体験や自然体験活動及び持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育を実施し、持続可能な社会を支える人材の育成が求められます。

これまででも学校や公民館、地域の学習グループ、企業等への環境教育アドバイザーの派遣、こどもエコクラブ、おおいた環境学習サイトによる情報提供等を行ってきましたが、引き続き生物多様性の認識を深めるための継続した取組が必要です。

### < これからの主な取組 >（生活環境部、農林水産部、教育庁）

生物多様性の重要性を県民の生活や企業活動の中に浸透させていくため、引き続き環境教育アドバイザーの派遣等を行い、干潟や里山の環境学習など、生物多様性への理解促進を図ります。また、環境教育・学習を通じて芽生えた生物多様性保全活動への意欲を、具体的な実践活動につなげます。

#### ① 学校における環境教育・学習の推進

- 家庭や地域と連携し、各発達段階に応じた体験的な環境教育・学習の実践や環境に対する意識の高揚に努めます。
- 小中高等学校において、学習指導要領に基づき行われる教科等横断的な環境教育の推進に努めます。
- 森に関する専門的な知識や森林体験活動の経験を有する「森の先生」を小中高等学校及び各地域に派遣し、子どもたちの森林や自然に対する理解や関心を高め、次世代の森林づくりを担う青少年を育成します。



#### ② 地域社会における環境教育・学習の推進

- 県立施設や公民館、各青少年教育施設、森林や自然公園等を活用した自然体験活動等を実施するとともに、自治会や子ども会、老人クラブ、NPO等の学習会等、地域における環境教育・学習を推進します。

#### ③ 職場における環境教育・学習の推進

- 職場における環境教育・学習を推進するために必要な生物多様性に関する情報の提供に努めます。



#### ④ NPO等との協働による環境学習の機会の提供

- 自然観察会など体験型の環境学習を行うNPO等の多様な主体との連携により、学習機会の提供を図ります。



自然保護団体による八坂川（杵築市）の環境学習

#### ⑤ 環境教育を推進するための教材等の活用

- 環境教育に関する教材等の活用に努めます。

##### 【環境教育教材等例】



小学5年生社会科用副読本  
「木とつながる森とくらし」



おんせん県おおいた  
エコクイズ



祖母・傾・大崩  
ユネスコエコパーク



世界農業遺産

##### 【環境教育アドバイザーによる環境教育】

地域や学校、企業等で開催される環境に関する研修会等に、県が委嘱している「大分県環境教育アドバイザー」を講師として派遣しています。

環境教育アドバイザーは、環境問題についての有識者や環境NPO法人等の活動実践者です。講演会等座学のほか、自然観察会も行っています。



##### 【青少年教育施設での学習の事例：森林（もり）の環境学習サポート隊、 「森の子学校」体験活動】

九重青少年の家では、青少年の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識の高揚を図るため、森林環境学習指導者等のサポートを受け、自然を愛する心豊かな青少年の育成に取り組んでいます。

また、香々地、九重青少年の家での集団宿泊研修に森林・林業教育プログラムを活用する学校が事前学習・直接体験・事後学習を行うことで、青少年に対する森林・林業教育の推進に取り組んでいます。



「森の子学校」体験活動

### 3 自然とのふれあい

#### < 現状と課題 >

本県には森林、草原、河川、干潟等の豊かな自然があります。自然公園には展望地、休憩地、歩道等の利用施設が整備され、多くの人々が観光やドライブ等で自然に親しんでいます。近年では、自然志向の高まりにより、キャンプ、トレッキング、ハイキングなどのレクリエーションや自然観察会、体験学習などで自然とふれあっています。都市住民が農山漁村に滞在し、地域住民と交流しながら農林漁業を体験するグリーンツーリズムやブルーツーリズムも行われています。

より多くの人々が自然にふれあう機会をつくり、自然のすばらしさを認識するとともに、自然を利用する一人ひとりが自然を正しく理解し、自然の保護・保全につながる適正な利用をしていくことが求められています。

そうしたことから、県内の多様な自然環境を活かしたアウトドア情報を一元化し、県内のアウトドアの魅力や自然とのふれあい方を伝えるために令和5（2023）年3月にWEBサイト「オオイタおそと時間」を開設し、情報発信を行っています。

自然とふれあえる環境づくりを推進するとともに、情報発信や、施設設備の充実を図り、自然環境に可能な限り負荷をかけないよう配慮することも必要です。



#### < これからの主な取組 >（生活環境部、農林水産部、土木建築部）

##### ① 自然とのふれあいの場の整備

- 自然公園施設や都市公園については、自然とのふれあいを求める県民ニーズに合わせた整備・管理を行うとともに、生物多様性の保全について配慮した施設整備に努めます。

##### ② 自然とふれあう機会の提供

- 自然保護活動を行うNPO等の活動を活性化し、自然観察会や探鳥会、森林体験学習会、ネイチャーゲーム等自然とのふれあいの機会の充実を図るとともに、自然とのふれあいについて指導的役割を担う人材の養成や指導者相互のネットワークづくりを促進します。
- 自然観察会や保全活動を行っているNPOとの協働を推進します。
- 自然に対する正しい理解と深い認識を培い、モラルの向上を図るため、環境意識の醸成のための普及啓発を行います。



自然観察会（川の生きもの調べ）

### ③ グリーンツーリズム・ブルーツーリズム等の推進

- グリーンツーリズム・ブルーツーリズム等により、都市と農山漁村との交流の促進に努めます。

## 4 人材の育成と活用

### < 現状と課題 >

生物多様性が保全され、その恵みを将来にわたり享受できる県づくりを推進していくためには、県民、民間団体、事業者、行政等が、適切な役割分担のもとで、参加、協力していくことが不可欠です。こうした取組を促進するためには、それぞれの主体において自然環境に関する意識を高めるとともに、地域の中で積極的に環境問題に取り組む人材を育てる環境教育・学習を総合的・計画的に推進する必要があります。

#### 【 環境教育・学習を支援する活動団体等 】

- 環境カウンセラー（環境省登録）（43名）（R5.12 現在）
- 環境教育アドバイザー（78名）（R5.12 現在）
- 地球温暖化防止活動推進員（63名）（R5.11 現在）
- 自然公園指導員（環境省委嘱：32名、県委嘱：65名）（R5.11 現在）
- 希少野生動植物保護推進員（70名）（R5.11 現在）
- 鳥獣行政推進員（67名）（R5.12 現在）
- 森林環境学習指導者（31名）（R6.1 現在） 等

### < これからの主な取組 >（生活環境部、農林水産部、教育庁）

#### ① 指導者の活用及びスキルアップ

- 生物多様性に関する専門的な知識、経験を有する環境教育アドバイザー等環境教育・学習を推進する人材の育成と確保に努め、活用の拡大を図ります。また、自然公園指導員、希少野生動植物保護推進員等の活動をより充実させるとともに、森林環境学習指導者等を対象とした研修を行う等、指導者のスキルアップを図ります。
- 環境教育・学習を支援する制度や活動団体等の周知を図り、人材の有効な活用を推進します。

#### ② 環境学習や生物多様性保全活動を推進する人材の育成

- 小中高等学校において、学習指導要領に基づき行われる教科等横断的な環境教育の推進に努めます。
- 地域における自主的な環境学習や生物多様性保全活動を推進するため、地域等での活動の牽引役となる人材を育成します。

## 5 参画と協働による保全活動

### < 現状と課題 >

私たちの日々の生活が、かけがえのない生物多様性に大きな負荷をかけています。

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し、行動できるようにするため、「環境美化の日（美しく快適な大分県づくり条例）」のボランティア活動のような参加型の環境保全活動を実施しています。

特に環境教育の分野では、様々な環境問題の解決を目指して環境保全活動を実践することはもとより、将来を担う子どもたちが夢を持つことができるような活動も求められています。

これまで、地域の環境保全活動は環境保護に取り組む団体や自治会等に支えられてきました。環境保全活動に取り組むNPO法人数は185団体（令和5年11月現在）となり、それぞれが地域に根付いた活動を実践しています。このようなNPOと協働し、様々な環境問題や環境保全に関する取組についての具体的な情報を提供するとともに、県民一人ひとりの環境に関する意識を高めそれぞれが自発的に環境保全に取り組む意欲を増進する仕組みを構築する必要があります。

大分県の美しい自然と快適な環境を守り、将来の世代に引き継いでいくために、県民、民間団体、事業者、行政等がそれぞれの役割を踏まえ、協働して環境保全活動に取り組む仕組みを構築し、地域的な広がりのある活動を実施する必要があります。

### < これからの主な取組 >（生活環境部）

#### ① 自発的な活動の支援

- 県民の生物多様性保全への自主的な取組に向けた機運の醸成を図るとともに、それぞれの取組が地域の環境のみならず、地球環境をも保全するものであるという意識の浸透を図るため、県民参加型の取組を一層推進していきます。
- 環境保全団体の自発的な活動を支援するため、ホームページや各種メディア等を活用し各団体の活動状況等の情報提供や広報を行います。
- 生物多様性に育まれた本県の美しく快適な環境の保全に多大な功績のあった個人、団体の活動を表彰することにより、県民の生物多様性保全への意欲を高めるとともに、環境保全活動の担い手の裾野を広げます。
- 地域住民の環境保全の取組への意識を高め、地域としての取組を効果的に推進するため、環境保全活動に取り組む個人、団体と協働し、地域に密着した活動を促進します。
- 環境保全活動を行うNPO等の活動を支援し、多様な主体の協働による取組を県内各地に広めていきます。
- 企業、団体等が社会貢献活動の一環として主体的に行う環境活動等への取組を支援します。
- ◎ 2030年までに陸域・海域30%を保全する30by30目標の実現に向けて、国の施策への協力参加の意思を示す、環境省の「生物多様性のための30by30アライアンス」参加自治体として、県内の市町村や企業、NPO法人等に登録の呼びかけを行います。

#### ② 主体間の連携の推進

- 生物多様性保全活動に取り組む団体や個人が交流を図る場を提供し、様々な主体が協働して行う取組を推進します。

### ③ 県・市町村の率先行動の推進

- 事業の実施にあたり、生物多様性への影響に十分配慮するとともに、生物多様性に配慮した製品の購入やごみの発生抑制・リサイクル、省資源・省エネルギーの推進等、生物多様性の損失低減のための具体的な行動を率先して実行します。
- 市町村が実施する事業について、生物多様性に配慮した取組とするよう促します。
- 職員の環境に対する意識の向上を図るとともに、自主的に生物多様性保全活動に参加する職場風土の醸成を図ります。
- ◎ 生物多様性地域戦略未策定の市町村に対し、情報提供等により策定に向けた支援を行います。

指標項目	単位	現状 (R 4 (2022))	目標 (R 12 (2030))
NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	98	100
生物多様性地域戦略策定市町村数(累計)	市町村	2	4
30by30アライアンス県内登録者数	者	3	10

## 基本戦略Ⅵ 調査・情報整備の推進

正しい理解と認識に基づいた生物多様性の保全と持続可能な利用を適切に進めていくためには、生物多様性の現状把握のための調査により情報を収集、整備するとともに、得られた科学的根拠に基づき、適切な行動をとることが必要です。

### 1 調査

#### < 現状と課題 >

生物多様性の現状や変化の把握のための科学的なデータは、生物多様性を保全、活用するための基盤となります。

これまで本県では、自然環境学術調査のほか、希少野生生物調査や自然公園区域の奥山調査等を行ってきました。

国では自然環境保全基礎調査や重要生態系監視地域モニタリング等の広域的、継続的調査を行っており、本県の地域や生物種等を限定した調査とともに、その結果は各種施策に活用されています。

この他、地域で活動している団体による調査も行われています。

#### < これからの主な取組 > (生活環境部)

- 希少野生動植物の現状を把握し、生息・生育環境の保全を図るためのモニタリングを実施します。
- ◎ 「レッドデータブックおおいた 2022」の改定及びレッドリストの更新に向け、野生動植物の生息・生育状況の調査を行います。
- ◎ 「おおいたの重要な自然共生地域」を始め、地域の調査を行う団体に対する活動の支援を行います。

#### 【レッドデータブックおおいた】

県内の絶滅のおそれのある種をリストアップし、その分布や絶滅危惧要因などの解説を加えた「レッドデータブックおおいた」の調査・作成は、平成13(2001)年にレッドデータブックが発行されて以降、約10年間隔で見直し調査を行っています。

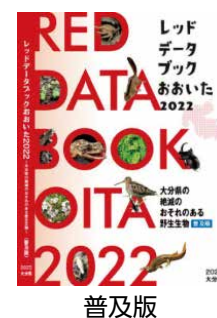
令和4(2022)年に第3次調査として調査結果をまとめ、「レッドデータブックおおいた2022」のウェブサイトを立て上げ、より分かりやすく親しみやすいよう編集した普及版(書籍)も作成しました。

この調査は、動植物の専門的な知識を必要とするため、各分類群の専門家で構成された「大分県自然環境学術調査会」へ委託し、約4年かけて調査を行いました。

絶滅のおそれのある野生生物の現状を公表し、県民や事業者の方々の理解を促進することによって、本県の絶滅危惧種の保護、生物多様性の保全を図っていきます。



ウェブサイト



普及版

## 2 情報整備・管理

### < 現状と課題 >

調査によって得られた各種調査結果を生物多様性の保全施策に効果的に活用するためには、情報を整備・管理し、提供することが必要です。

さらに、研究者の高齢化等により、本県の植物、昆虫等の標本（自然史標本）が県外に流出する事例がみられます。自然史標本は本県の生物多様性の状況を明らかにする貴重な資料であることから、埋蔵文化センター内に自然史標本庫を設置し、県民の貴重な財産として、散逸や損傷の防止を行っています。

### < これからの主な取組 >

- 自然史標本の散逸、損傷等の防止を図ります。
- ◎ 希少野生動植物の生息・生育状況の調査にあたり、公共工事施工のために必要に応じて実施している環境調査情報なども活用する取組を進めます。
- ◎ 希少野生動植物を始めとした調査結果のデータベース化を検討します。